

V 給付決定した児童に行なった全ての調査確認作業

調査者

V 現在の給付決定の確認作業と令和3年3月末まで及び4月以降に給付決定した児童の個別サポート加算Iの調査・確認作業について合わせてお伺いいたします。

(1) 給付決定及び、個別サポート加算Iの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。（複数回答可）			①自治体主管課職員	②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	③児童発達支援センター	④サービス提供事業所（児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所）	⑤保護者が調査票などに記入して提出	⑥その他（自由記述）
児童発達支援	個別サポート加算I	給付決定	792	90	15	44	114	33
		R3.3末まで	643	126	35	96	125	55
		R3.4以降	707	180	42	113	172	51
		給付決定	803	93	9	44	112	27
放課後等デイサービス	個別サポート加算I	R3.3末まで	644	123	19	91	125	58
		R3.4以降	714	183	30	126	179	44

(1) 給付決定及び、個別サポート加算Iの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。（複数回答可）			①自治体主管課職員	②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	③児童発達支援センター	④サービス提供事業所（児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所）	⑤保護者が調査票などに記入して提出	⑥その他（自由記述）
北海道・東北	給付決定		79%	13%	1%	8%	13%	3%
		関東	91%	7%	4%	5%	14%	5%
		信越	84%	5%	0%	2%	7%	5%
東海・北陸	給付決定		86%	11%	3%	4%	12%	6%
		近畿	81%	8%	2%	1%	19%	1%
		中国	87%	17%	0%	2%	6%	0%
四国	給付決定		84%	2%	0%	12%	14%	2%
		九州	84%	11%	0%	1%	8%	4%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3末まで	60%	18%	4%	15%	12%	6%
		関東	78%	11%	3%	13%	17%	8%
		信越	65%	9%	2%	7%	12%	7%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.3末まで	74%	12%	4%	6%	17%	7%
		近畿	66%	11%	8%	7%	18%	3%
		中国	65%	17%	2%	7%	9%	0%
四国	個別サポート加算I	R3.3末まで	72%	7%	0%	9%	4%	4%
		九州	67%	14%	4%	7%	12%	7%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.4以降	63%	23%	5%	18%	15%	5%
		関東	85%	16%	5%	14%	22%	8%
		信越	77%	12%	2%	7%	16%	5%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.4以降	81%	18%	4%	6%	19%	6%
		近畿	77%	18%	8%	5%	29%	3%
		中国	74%	35%	6%	13%	22%	2%
四国	個別サポート加算I	R3.4以降	77%	5%	0%	7%	7%	4%
		九州	78%	21%	3%	11%	14%	7%
北海道・東北	給付決定		83%	13%	1%	9%	13%	2%
		関東	91%	7%	3%	7%	14%	4%
		信越	81%	5%	0%	2%	7%	5%
東海・北陸	給付決定		88%	12%	1%	3%	12%	5%
		近畿	82%	8%	1%	1%	21%	1%
		中国	91%	19%	0%	2%	4%	0%
四国	給付決定		79%	2%	0%	7%	9%	2%
		九州	86%	11%	0%	0%	8%	4%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3末まで	64%	18%	2%	14%	12%	5%
		関東	76%	10%	3%	13%	16%	10%
		信越	67%	9%	0%	7%	12%	7%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.3末まで	73%	12%	3%	4%	17%	8%
		近畿	66%	9%	3%	6%	20%	4%
		中国	63%	19%	2%	6%	7%	2%
四国	個別サポート加算I	R3.3末まで	67%	7%	0%	9%	4%	4%
		九州	67%	16%	1%	7%	12%	7%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.4以降	67%	23%	3%	22%	16%	3%
		関東	85%	15%	5%	15%	22%	7%
		信越	79%	12%	0%	14%	16%	2%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.4以降	81%	20%	4%	6%	19%	6%
		近畿	76%	18%	5%	5%	34%	3%
		中国	76%	37%	6%	13%	20%	2%
四国	個別サポート加算I	R3.4以降	72%	5%	0%	7%	7%	4%
		九州	77%	21%	1%	11%	15%	6%

(1) 給付決定及び、個別サポート加算Iの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。(複数回答可)			①自治体主管課職員	②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	③児童発達支援センター	④サービス提供事業所 (児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所)	⑤保護者が調査票などに記入して提出	⑥その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定		93%	0%	7%	0%	7%	0%
中核市	給付決定		87%	18%	3%	3%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定		95%	5%	11%	0%	21%	5%
一般市	給付決定		87%	12%	2%	4%	16%	2%
町村	給付決定		80%	7%	0%	6%	7%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3未まで	60%	13%	20%	27%	27%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.3未まで	66%	18%	3%	13%	16%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3未まで	76%	18%	13%	16%	21%	5%
一般市	個別サポート加算I	R3.3未まで	73%	16%	4%	12%	18%	4%
町村	個別サポート加算I	R3.3未まで	63%	10%	2%	7%	7%	8%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	73%	13%	7%	7%	33%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	76%	34%	8%	16%	18%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	89%	13%	8%	5%	24%	8%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	80%	24%	6%	13%	23%	3%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	69%	14%	2%	11%	12%	7%
政令指定都市	給付決定		93%	0%	0%	0%	7%	0%
中核市	給付決定		89%	18%	3%	3%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定		95%	5%	5%	0%	21%	3%
一般市	給付決定		87%	12%	1%	5%	16%	2%
町村	給付決定		83%	7%	0%	5%	7%	4%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3未まで	60%	13%	0%	20%	27%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.3未まで	68%	21%	3%	13%	16%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3未まで	79%	11%	3%	3%	18%	16%
一般市	個別サポート加算I	R3.3未まで	70%	15%	2%	11%	18%	5%
町村	個別サポート加算I	R3.3未まで	66%	10%	1%	8%	7%	6%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	73%	13%	0%	7%	40%	0%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	79%	34%	8%	16%	18%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	87%	11%	5%	5%	24%	11%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	79%	24%	4%	14%	24%	3%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	71%	14%	2%	13%	13%	6%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	申請受付業務を委託している市立の児童発達支援センターが調査を実施。 令和３年３月末までの個別サポート加算Ⅰに関する調査は実施していない。
中核市	基本的には担当ケースワーカー、保護者記入になるが、事業所から再調査を求められた際には事業所に記入をしてもらうことがある。 基本的には保護者が調査票に記入したものに、自治体主管課職員が聞き取りを行い補足する。 新規申請の場合は、自治体主管課職員が調査票を記入し、それ以外の継続申請の場合は、担当する相談支援事業所が調査票を記入している。 新規調査は①、更新調査は⑤。加算の確認は①。 調査票の記入は認定調査事務所へ委託、確認作業は自治体職員が行っている 未就学児については全員加算対象としたため、調査していない。
特例市・特別区	R3.3 未までに決定済みの全員に対し５領域 11 項目の評価点で個別サポート加算Ⅰの該当・非該当の判断を行った。R3.4 以降の決定にあたっては乳幼児等サポート調査票を用いて判断している。 委託した相談支援事業者 再調査・再認定を希望する場合は、保護者が調査票を記入し事業所が内容を確認している。 身体：児童発達支援センターが障害児相談支援を担当している場合については、児童発達支援センターから保護者に調査票を手交し、保護者が内容を記入して提出してもらっている。そのほかの児童については、自治体主幹課職員が調査・確認を行っている。

	調査・確認作業は、基本的には保護者が調査票を記載するが、調査票の記載がない、または不明瞭な記載内容である場合、市職員が相談支援事業所などに確認して行っている。
一般市	R3.3月末までは、調査・確認作業は実施なし。 R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行っていない。 R3.3 末までの個別サポート加算Ⅰの調査・確認については決定時の資料を用い行った。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 いずれの期間でも調査していない。 コロナ禍により面談ができなかった場合は、保護者に記入してもらい郵送してもらっている。 会計年度職員として配属している社会福祉士等の資格を持った職員が調査・確認作業を行っている。 原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはいない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。 暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限り個別サポート加算Ⅰを決定した。従来の給付決定更新時期（4月以降）に行う、行った。 新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。 "新規給付の児童については、R3.3 末及びR3.4 以降も市の委託先（※）の調査員が調査をしています。 なお、調査票を市で保管しているため、R3.4.1～の個別サポート加算Ⅰの確認作業については市の職員が対応。また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算Ⅰの可否を決定しています。（地域名）では障がい者の相談業務や窓口業務の一部を民間事業者に委託しております。" 申請時に、調査票に沿って自治体主管課職員が保護者へ聞き取りを行い、自治体主管課職員が調査票に記入。 相談支援専門員が調査票を記入するにあたり、必要に応じて保護者やサービス提供事業所に聴き取り。 窓口で対応した自治体職員が調査、又は保護者が持参した調査票の確認作業を行っている。 担当課の事務職員、専門職員（社会福祉士等）または子ども担当部署の専門職員（保健師等）で調査を行っている。 調査を外部に委託しており、委託先が給付決定の調査票などを作成している。「乳幼児等サポート調査票（該当・非該当を判断するもの）」は市職員が給付決定の調査票などを見て作成している。 "調査票の記入は、まず、自治体主管課職員が保護者からヒアリングしながら行う。 その後、相談支援事業所へ調査票を渡し、確認・訂正作業を行う流れとしている。" 保護者および事業所より見直しの求めがあった場合、判定の参考とする。 保護者が記入し提出してもらう。提出時に市職員が改めて確認のうえ、必要があれば追記・修正

	をしている。
町村	"（個別サポート加算Ⅰについて） 申請書を提出していただく際に、保護者に調査票を渡し分かる範囲で記入してもらう 記入してもらった後、自治体主管課職員が聞き取りし、判定基準とずれがないか確認や修正を行う" ④サービス提供事業所から乳幼児サポート調査票及び就学児サポート調査票を提出してもらっているが保護者と事業所が思っている支援の内容が異なるため、支給決定時の参考としている。 R3.3 末までに支給決定していた児童については、サービス更新時に自治体主管課職員が調査・確認作業を行うこととした。 R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。 サービスの支給決定をした児童がいない。 セルフプランの児童発達支援利用者の場合は、相談支援事業所の関わりがないので、町の認定調査員が「調査時の情報」や「保護者への聞き取り等」により、確認している。 "基本的には保護者に記入していただき、それに基づいて支給決定をする。 保護者が記入したものよりも支援が行われていると明らかな場合は、自治体担当職員からサービス提供事業所へ確認の聞き取りを行い、保護者の同意を得て調査票の訂正を行っている。また、サービス提供事業所から個別サポート加算の対象と思われると連絡が来ることもあり、その場合も同様の対応をしている。" 近隣自治体で構成する一部事務組合 現在のところ支給決定児童はいないが、①③⑤のいずれかで対応することになると思われる。 自治体職員が、保護者、事業所や相談支援専門員へ問い合わせ状況確認し記入した。 主管課以外の自治体職員（保健師） 職員がサービス提供事業所や保護者、療育手帳判定結果より聞き取りを行い、確認、調査を行っている 担当課在籍の保健師と基幹相談支援員に、状況に応じて調査・記入をお願いしていた。 担任保育士又は担当保健師が記入 調査員 併用利用している保育所等の職員 保健師 保健師、子ども家庭支援員 保護者・保健師・事業所などに聞き取りの上自治体主管課職員が記入 "未就学児・・・保育園等の担任保育士 就学児・・・学校等の担任教員" 令和３年３月末時点での給付決定者なし

（放課後デイサービス）

政 令 指	旧指標該当児について、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とした。
-------	-------------------------------

定都市	令和３年３月末までの個別サポート加算Ⅰに関する調査は実施していない。
中核市	基本的には担当ケースワーカー、保護者記入になるが、事業所から再調査を求められた際には事業所に記入をしてもらうことがある。 基本的には保護者が調査票に記入したものに、自治体主管課職員が聞き取りを行い補足する。 指標該当者について、加算対象としたため、調査は行っていない。現在の決定に異議がある場合は保護者及びサービス提供事業所に調査票の提出求めた。 新規申請の場合は、自治体主管課職員が調査票を記入し、それ以外の継続申請の場合は、担当する相談支援事業所が調査票を記入している。 新規調査は①、更新調査は⑤。加算の確認は①。 調査票の記入は認定調査事務所へ委託、確認作業は自治体職員が行っている
特例市・特別区	R3.3 末までに決定済みの全員に対し、指標該当者を個別サポート加算Ⅰの該当者とみなし、指標非該当者への再調査は行っていない。R3.4 以降の決定にあたっては就学児サポート調査票を用いて判断している。 R3.3 末までは指標該当者を個別サポート加算対象者として読み替えたため、調査票などの記入は行っていない。なお、確認作業は自治体主管職員で行っている。 委託した相談支援事業者 再調査・再認定を希望する場合は、保護者が調査票を記入し事業所が内容を確認している。 指標該当調査の結果を代用。指標該当調査は自治体主管課職員が実施。 身体：児童発達支援センターが障害児相談支援を担当している場合については、児童発達支援センターから保護者に調査票を手交し、保護者が内容を記入して提出してもらっている。そのほかの児童については、自治体主幹課職員が調査・確認を行っている。 調査・確認作業は、基本的には保護者が調査票を記載するが、調査票の記載がない、または不明瞭な記載内容である場合、市職員が相談支援事業所などに確認して行っている。 調査・確認作業を行わず、指標該当者を加算対象とした 保護者が記入・作成した指標該当調査の結果をもとに区が加算の判断をする
一般市	R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし。 R3.3 末まで：指標該当児を個別サポート対象としたため、調査票の記入無し R3.3 末までは指標該当の児童を加算個別サポートの該当とし、調査はしていない。 R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3 年３月末決定分までは、従来の指標該当児を全員加算対象としたため、調査票等の記入は行っていない。 コロナ禍により面談ができなかった場合は、保護者に記入してもらい郵送してもらっている。 会計年度職員として配属している社会福祉士等の資格を持った職員が調査・確認作業を行っている。 原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、

	サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。 個別サポート加算Ⅰの判定し直しを行っていない。（指標該当児を個別サポート加算Ⅰ対象者とした） 指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者とした。 従来の給付決定更新時期（４月以降）に行く、行った。 従来の指標該当児をそのまま個別サポート加算Ⅰの対象にとらえたため、調査・作業はしていない。 上記児童発達支援と同様。 新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。 "新規給付の児童については、R3.3 未及びR3.4 以降も市の委託先（※）の調査員が調査をしています。 なお、調査票を市で保管しているため、R3.4.1～の個別サポート加算Ⅰの確認作業については市の職員が対応。また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算Ⅰの可否を決定しています。（地域名）では障がい者の相談業務や窓口業務の一部を民間事業者に委託しております。" "新規申請者については、確認作業を行っている。 令和３年３月以前に支給決定している児童については、サービス事業所から該当の見込みのある児童の連絡があった場合のみ調査対象としている。（事業所職員からの聞き取り及び児童の様子を知るための現地調査を実施。）" 申請時に、調査票に沿って自治体主管課職員が保護者へ聞き取りを行い、自治体主管課職員が調査票に記入。 相談支援専門員が調査票を記入するにあたり、必要に応じて保護者やサービス提供事業所に聴き取り。 窓口で対応した自治体職員が調査、又は保護者が持参した調査票の確認作業を行っている。 担当課の事務職員、専門職員（社会福祉士等）、同部署または子ども担当部署の専門職員（保健師等）で調査を行っている。 調査を外部に委託しており、委託先が給付決定の調査票などを作成している。「就学児サポート調査票（該当・非該当を判断するもの）」は市職員が給付決定の調査票などを見て作成している。 "調査票の記入は、まず、自治体主管課職員が保護者からヒアリングしながら行う。 その後、相談支援事業所へ調査票を渡し、確認・訂正作業を行う流れとしている。" 保護者および事業所より見直しの求めがあった場合、判定の参考とする。 放課後等デイサービス事業所より、サポート加算について調査の見直しの依頼があった場合は、事業所への訪問や事業所からの調査書類等で加算の見直しを行っている。
町村	"（個別サポート加算Ⅰについて） ・申請書を提出していただく際に、保護者に調査票を渡し分かる範囲で記入してもらう ・記入してもらった後、自治体主管課職員が聞き取りし、判定基準とずれがないか確認や修正を

	行う" ④サービス提供事業所から乳幼児サポート調査票及び就学児サポート調査票を提出してもらっているが保護者と事業所が思っている支援の内容が異なるため、支給決定時の参考としている。 R3.3 未までに支給決定していた児童については、サービス更新時に自治体主管課職員が調査・確認作業を行うこととした。 R3.3 未までは調査・確認作業を行っていない。 R 3. 3 未までは放課後等デイサービスの対象者がいなかった。 サービスの支給決定をした児童がいない。 セルフプランの放課後等デイサービス利用者の場合は、相談支援事業所の関わりがないので、町の認定調査員が「調査時の情報」や「保護者への聞き取り等」により、確認している。 "基本的には保護者に記入していただき、それに基づいて支給決定をする。 保護者が記入したものよりも支援が行われていると明らかな場合は、自治体担当職員からサービス提供事業所へ確認の聞き取りを行い、保護者の同意を得て調査票の訂正を行っている。また、サービス提供事業所から個別サポート加算の対象と思われると連絡が来ることもあり、その場合も同様の対応をしている。" 近隣自治体で構成する一部事務組合 現在のところ支給決定児童はいないが、①③⑤のいずれかで対応することになると思われる。 自治体職員が、保護者、事業所や相談支援専門員へ問い合わせ状況確認し記入した。 主管課以外の自治体職員（保健師） 職員がサービス提供事業所や保護者、療育手帳判定結果より聞き取りを行い、確認、調査を行っている 新規の方の場合は、福祉課職員が窓口で聞き取り記入しており、更新の方は、更新案内時に調査票を同封して送付している。 担当課在籍の保健師と基幹相談支援員に、状況に応じて調査・記入をお願いしていた。 担任教諭又は担当保健師が記入 調査員 保健師 保健師、子ども家庭支援員 保護者・保健師・事業所などに聞き取りの上自治体主管課職員が記入 "未就学児・・・保育園等の担任保育士 就学児・・・学校等の担任教員"
--	---

事業所が調査を行なう場合（複数の事業所を利用する児童）の事業所の調整

(2) サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）			①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	③それぞれの事業所から提出させた	④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	⑤保護者が決めるように依頼した	⑥その他
児童発達支援	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	84	47	33	47	19	179
		R3.4以降	96	44	36	58	27	183
放課後等デイサービス	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	80	42	35	44	19	180
		R3.4以降	98	46	43	60	28	182

(2) サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）			①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	③それぞれの事業所から提出させた	④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	⑤保護者が決めるように依頼した	⑥その他
北海道・東北	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	11%	7%	5%	5%	2%	18%
		R3.3末まで	12%	7%	4%	5%	4%	19%
		信越	16%	5%	9%	2%	0%	7%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	9%	1%	4%	4%	3%	16%
		R3.3末まで	7%	5%	3%	2%	0%	26%
		中国	4%	4%	0%	7%	0%	17%
四国	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	9%	2%	0%	4%	2%	18%
		R3.3末まで	3%	5%	2%	9%	2%	24%
		北海道・東北	13%	7%	6%	7%	3%	19%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	12%	5%	5%	5%	5%	18%
		R3.4以降	16%	5%	5%	2%	0%	7%
		信越	16%	5%	5%	2%	0%	7%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	11%	2%	2%	5%	3%	16%
		R3.4以降	8%	5%	2%	5%	3%	29%
		中国	7%	4%	2%	7%	2%	17%
四国	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	7%	2%	0%	4%	2%	19%
		R3.4以降	5%	4%	4%	10%	3%	23%
		北海道・東北	10%	7%	5%	5%	2%	20%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	11%	5%	4%	4%	4%	20%
		R3.3末まで	14%	5%	9%	2%	0%	7%
		信越	7%	1%	3%	4%	3%	16%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	7%	4%	4%	2%	0%	25%
		R3.3末まで	4%	4%	0%	7%	0%	19%
		中国	9%	2%	0%	4%	2%	11%
九州	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	4%	4%	2%	9%	2%	24%
		R3.4以降	13%	7%	7%	7%	3%	20%
		北海道・東北	12%	6%	5%	5%	5%	18%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	14%	7%	9%	2%	0%	7%
		R3.4以降	9%	3%	3%	6%	3%	16%
		信越	7%	4%	3%	6%	3%	28%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	9%	4%	2%	7%	2%	19%
		R3.4以降	7%	2%	2%	4%	2%	12%
		中国	4%	4%	4%	10%	3%	24%

(2) サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）			①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	③それぞれの事業所から提出させた	④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	⑤保護者が決めるように依頼した	⑥その他
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	7%	20%	7%	0%	13%	13%
		R3.3末まで	0%	11%	3%	8%	3%	29%
		中核市	13%	8%	16%	5%	5%	24%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	8%	5%	4%	7%	2%	17%
		R3.3末まで	11%	4%	2%	3%	1%	20%
		町村	13%	7%	0%	0%	13%	7%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	0%	13%	5%	8%	5%	26%
		R3.4以降	11%	3%	8%	3%	8%	18%
		中核市	9%	4%	5%	9%	2%	17%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	13%	4%	3%	4%	2%	22%
		R3.4以降	7%	7%	0%	0%	13%	13%
		中核市	3%	8%	5%	8%	3%	24%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	8%	3%	8%	3%	5%	29%
		R3.3末まで	7%	5%	4%	6%	2%	17%
		町村	11%	4%	2%	3%	1%	20%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	7%	7%	0%	0%	13%	7%
		R3.4以降	3%	8%	5%	8%	5%	24%
		中核市	11%	3%	5%	3%	1%	24%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	8%	5%	5%	9%	2%	17%
		R3.4以降	13%	5%	4%	4%	2%	21%
		町村	13%	5%	4%	4%	2%	21%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査を行うことを想定していない。 自治体より正式に依頼をしている実態はないが、保護者の裁量で対応いただいている。
中核市	サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行った事例なし。 サービス提供事業所には調査・確認を依頼せず、各相談支援事業所に依頼した。

	サービス提供事業所は個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行わない。 基本的には保護者が調査回答をしている。個別案件としてそれぞれの事業所に求める場合もあるし、利用日数により決める場合もある。いずれにしても、事業所記入だけで決定することではなく、家庭での様子も確認し、担当ケースワーカーが事業所利用中や家庭に訪問する等、児の様子を確認している。 現時点で、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはない。 "事業所には調査せず、すべて保護者の聞き取り調査をもとに決定している。 市立のセンターに通所される児童については、センターからの情報により市職員が判断している。" 全員を対象しているため、調査等を行う必要がない。もし、必要がある場合は②で対応を依頼している。 全員を対象としたため、事業所に対し、調査・確認作業を依頼していない。 特に調整はしていない。 複数の事業所を利用している場合は、それぞれの事業所が該当性を確認し、該当しう場合は保護者に変更申請の勧奨をする。 利用できる事業所が１か所のためのため、調査は１か所の事業所となる。
特例市・特別区	R3.3 末までについては給付決定を行った際の調査票を確認し、個別サポート加算Ⅰの対象となるか確認を行ったため、調整は生じなかった。 サービス事業所等に提出を求めているが、相談支援事業所に確認したり、事業所に意見を求めたりするケースはある。 サービス提供事業所には、原則として調査させていない。 市職員が認定調査時に実施 事業所から個別サポート加算Ⅰの求めがあった場合は、自治体主管課職員が保護者から直接調査をしている。 事業所が調査することはない。 知的：基本的に、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業は、区職員が保護者に聴き取って行っている。事業所の求めがなければ、事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行うことはない。 知的障害者については、個別サポート加算Ⅰ R3.3 末までは調整なし 調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。 当課職員が全て確認しているため、サービス提供事業所による確認はない。
一般市	相談支援事業所や市立の児童発達支援所の保健師等に聞き取り調査を依頼した。 保護者や事業所等、対象児童の状況により異なり、調整等は行っていない。 ３月末において根室市内では１事業所のみの利用となっている。 R3.3 以前については直近の調査票や指標該当票等を利用し、市の方で判定を行った。また、R3.4以降については事業所に対して調査確認作業を行っているわけではなく、保護者や相談支援事業所に対して調査確認作業を行っている。 R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし

	R3.3 末までに給付決定を行った児童で、過去の聞き取りにより加算の対象になった方については各事業所へ電話連絡と文書による通知を行った。複数の事業所を利用している児童についてもそれぞれ連絡を行った。R3.4以降は受給者証によりそれぞれの事業所が確認を行っている。 "R3.3 末までは、サービス提供事業所は調査・確認作業を行っていない。 R3.4 以降は取り決めなし。 " R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3.4 月以降は相談支援事業所に依頼している サービス提供事業者が調査を行うことはない。 サービス提供事業者は調査・確認作業を行っていない。 サービス提供事業所からの調査は実施していない。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行うことはない。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行うことはない。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行うことは想定していない。調査項目に確認事項、大きな状態の変化を伴う場合のみサービス提供事業所に日頃の様子について確認を行う。 サービス提供事業所が調査、確認作業をしていない サービス提供事業所が調査・確認を行わない。 サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことがない "サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはなく、保護者からの依頼があって市町村で調査を行っている。 その中で、事業所への聴き取りが必要と思われる場合には、市町より事業所へ聴き取りを行うことはある。" サービス提供事業所が調査・確認作業を実施しない。 サービス提供事業所が調査を行う仕組みにできなかった。 サービス提供事業所では調査をしていない サービス提供事業所には個別サポート加算Ⅰの調査等は依頼していない。 サービス提供事業所には調査・確認作業を依頼していない サービス提供事業所による調査・確認作業を実施していない。 サービス提供事業所による調査は行っていない。 サービス提供事業所に個別サポート加算の調査、確認作業を行っていない。 サービス提供事業所に調査・確認作業を依頼していない。 サービス提供事業所は、調査・確認は行わない。 サービス提供事業所は調査を行っていない。 サービス提供事業所へは、調査・確認作業を依頼していない。 その場合がないため。 該当する事例がなく、調整していない。 該当なし
--	--

	"該当事例なし 今後該当があった場合、上限管理事業所若しくは利用の多い事業所へ依頼するようになると思われる" 確認作業を依頼していない。 基本的にはサービス提供事業所に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を依頼することはない。受給者証を確認した事業所から「この児童は対象になるのではないかと個別に連絡をいただき、再度調査を行うことはある。 基本的に自治体において調査・確認作業を行っているため、調整等はしていない。 基本的に調査については自治体職員が行っている。 既に自治体で調査・確認を行った R3.3 末までの給付決定児童について、再調査を希望した事業所に調査票を提出してもらい、自治体で再検討した。(希望した事業所が 1 か所のため、複数事業所を利用している児童でも調整が不要だった) 稀に相談支援事業所に調査を依頼することはあるが、基本的に個別サポート加算(Ⅰ)の調査・確認作業は市役所職員が行っており、サービス提供事業所に依頼、調整することはない。 圏域内に児童発達支援センターが 1 つしかないため、当該事業所が行っている。 原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。 原則として、サービス提供事業所は調査・確認を行わない。 個々の利用先事業所にも聞き取りを行った 個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業は自治体職員が行っている。ただし、事業所よりその内容に異議があった場合は利用している事業所へ聞き取りを行っている。その際に、複数の事業所を利用している場合にはそれぞれの事業所へと聞き取りを行う。 個別サポート加算の見直しを求める連絡があった事業所に対して調査を依頼した。 今のところサービス提供事業所では個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行っていない。 暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算Ⅰを決定した。市で対応している。 "市内の相談支援事業所には、全員分の調査票を提出するよう依頼。 市外の事業所の場合、サポート加算追加の求めがあれば、保護者の同意のもと、調査票の提出を依頼する。" 事業所には確認作業を依頼していない。(市職員のサービス更新面談時に判断している) 事業所に依頼していない 事業所は調査・確認は実施しない。 事業所は直接的には行っていない。 事業所へは、依頼していない。 自治体が調査するため事業所には依頼しない。 自治体で一括して調査・確認作業を行ったため、サービス提供事業所への依頼を求めなかった。
--	---

自治体主管課職員が調査・確認を行っているため、調整はしていない 自治体主管課職員が調査を行うため、サービス提供事業所は調査・確認作業は行っていない。 自治体主管課職員より調整。 自治体職員が調査・確認作業を行っている。 主として利用している事業所から聞き取り、必要があれば他の事業所や保護者から聞き取りを行っている。 主に保護者からの確認のみとし、事業所からの確認作業はしていない。 全て市で実施した 全件、保護者から聞き取り調査を行っている。決定後、異議があった場合、利用事業者や相談支援専門員からの聞き取り調査を再度行い加算対象となった場合、保護者同意のもと加算の変更を行う。 相談員及び保護者から聞き取りを行うようにした。 担当職員が保護者へ直接聞き取りを行っているため、事業所の調整は不要。 調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。 調査は原則自治体および相談支援事業所が実施。 当市においては、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業は、自治体主管課職員が行っているため、(2)の設問には該当しない。 特に調整は行っていない 複数の事業所の利用がない。 "複数の事業所を利用している場合は、まず主で利用している事業所で確認、調査を行い、その内容で修正がないかを副で利用している事業所に確認を行っている。 " 複数の事業所を利用している対象者がいない 複数事業所に調査・確認を行っている 複数事業所利用ではなかった 複数事業所利用にあたって特別な依頼は行っていないが、最終的に 1 枚の調査票の提出となっていることから、保護者、事業所、相談支援事業所で連携しながらまとめていると考えられる。 複数事業所利用者はいなかった 聞き取りは保護者に対して行っている。 併用している児童なし 平成 30 年の報酬改定時に放課後等デイサービス指標該当が導入され事業所への調査依頼をおこなったが、どこの事業所においてもできるだけ加算がつくように調整されたものになっていたため、今回は保護者が作成したサービス調査票やサービス等利用計画を参考に個別サポート加算Ⅰの調査を行った。 保護者から調査を行うことの同意を得た事業所からの調査票を用いた。 保護者やサービス提供事業所の求めに応じて個別サポート加算の見直しを行うこととしているが、今までに同一児童に対して複数の事業所から同時に見直しを行ってほしい旨の申し出があったことはない。

	本市では、保護者に聞き取りを行っており、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことは無い。 毎年度の更新時に自治体職員が保護者と障害児に 30～40 分程度の面談を実施しており、その調査結果を基に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行った。必要に応じて利用事業所にも電話等で障害児の様子を問い合わせ、情報を収集している。 令和３年３月末までに給付決定者について、サービス提供事業所は、個別サポート加算の調査・確認作業を行っていない。 令和３年４月以降の更新対象者は、相談支援事業所もしくは保護者に記入してもらっている。
町村	"事業所に調査を依頼していない。 現在は行政職員のみで調査を行っている。" 事例がなく調査に至っていない 事例なし 事例なし 事例なし。 事例無し 児童発達支援については複数の事業所を利用している対象児がいない 児童発達支援の利用者で複数の事業所を利用している人はいない。 自治体から特別調整は行っていない。 自治体で調査・確認作業を行うようにしているため、サービス提供事業所に依頼することはない。 自治体で調査・確認作業を実施した 自治体主管課職員が実施 自治体職員が保護者から聞き取りをして、必要に応じて相談支援事業所等に聞き取りをしている 自治体職員のみで調査、確認作業を行っている。 質問のような事例無 実績なし 前例なし 全ての児童について町職員が調査を行っており、サービス提供事業所は調査を行っていない。 全て自治体職員が行っている。 想定していない。 対象者なし。 対象者なし。 対象者なし。 対象者なし。 対象者なし。 町直営の相談支援事業所において一括して調査を実施しており、サービス提供事業所には調査を依頼していない。 調査・確認は自治体職員で行っている。

	調査・確認作業は自治体主管課職員のみが行っており、サービス提供事業所が作業を行うことはなかった。 調査及び確認作業は担当職員による保護者への聞き取りを実施 調整していない 調整していない。 調整は行っていません。 複数の事業所の利用者はいなかった。 複数の事業所を利用するものがない。 複数の事業所を利用していることはない 複数の事業所を利用している児童がない 複数の事業所を利用している児童がない。対象となる児童がいた場合その都度検討する。 複数の事業所を利用している児童がいなかったため。 複数の事業所を利用している児童について、サービス提供事業所から今まで、調査・確認作業の申し出はないため、調整を行ったことがない。 複数の事業所を利用している児童に関しての調査票の提出はなかった。 複数の事業所を利用している児童はいない 複数の事業所を利用している児童はいない。 "複数の事業所を利用する児童がない。 又、調査は窓口で担当者が保護者に聞き取りする形で行っている。" 複数の事例なし 複数の児童発達支援事業所を利用している児童はいないため、調整は不要であった。 複数箇所利用している利用者はいない 複数利用の児童はいない 複数利用の児童はいないが、各事業所に聞き取りを行う予定 保健師による調査・確認 保護者が調査票を記入することを前提に、事業所から事前に保護者へ児童の状況の認識を共有していただいている。決定した加算に対し、異議がある場合は事業所から保護者へ説明した上で、保護者に変更申請を提出していただくよう事業所と取り決めを行った。 令和３年４月より前はサポート加算の調査はしていなかった
--	---

(放課後デイサービス)

政 令 指 定都市	サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査を行うことを想定していない。 自治体より正式に依頼をしている実態はないが、保護者の裁量で対応いただいている。
中核市	サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行った事例なし。 サービス提供事業所には調査・確認を依頼せず、各相談支援事業所に依頼した。 サービス提供事業所は個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行わない。 基本的には保護者が調査回答をしている。個別案件としてそれぞれの事業所に求める場合もある

	し、利用日数により決める場合もある。いずれにしても、事業所記入だけで決定することではなく、家庭での様子も確認し、担当ケースワーカーが事業所利用中や家庭に訪問する等、児の様子を確認している。 現時点で、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはない。 事業所には調査せず、すべて保護者の聞き取り調査をもとに決定している。 特に調整はしていない。 複数の事業所を利用している場合は、それぞれの事業所が該当性を確認し、該当しう場合は保護者に変更申請の勧奨をする。 利用できる事業所が１か所のためのため、調査は１か所の事業所となる。
特例市・特別区	R3.3 末までについては指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者として読み替えたため、調整は生じなかった。 サービス事業所等に提出を求めているが、相談支援事業所に確認したり、事業所に意見を求めたりするケースはある。 サービス提供事業所には、原則として調査させていない。 市職員が認定調査時に実施 指標該当調査の結果によるため、特に調整は行っていない 事業所から個別サポート加算Ⅰの求めがあった場合は、自治体主管課職員が保護者から直接調査をしている。 事業所が調査することはない。 自治体職員が保護者や障害児相談支援事業所に聞き取りを行った。 知的：同上 知的障害者については、個別サポート加算Ⅰ R3.3 末までは調整なし 調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。 当課職員が全て確認しているため、サービス提供事業所による確認はない。
一般市	R3.3 以前については直近の調査票や指標該当票等を利用し、市の方で判定を行った。また、R3.4 以降については事業所に対して調査確認作業を行っているわけではなく、保護者や相談支援事業所に対して調査確認作業を行っている。 R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし R 3.3 月末までは、保護者への調査、不足のある部分は、事業所から聴き取りを行った。 R3.3 末までに給付決定を行った児童で、過去の聞き取りにより加算の対象になった方については各事業所へ電話連絡と文書による通知を行った。複数の事業所を利用している児童についてもそれぞれ連絡を行った。R3.4 以降は受給者証によりそれぞれの事業所が確認を行っている。 "R3.3 末までは、サービス提供事業所は調査・確認作業を行っていない。 R3.4 以降は取り決めなし。 " R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。

	R3.4 月以降は相談支援事業所に依頼している サービス提供事業者が調査を行うことはない。 サービス提供事業者は調査・確認作業を行っていない。 サービス提供事業所からの調査は実施していない。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行うことはない。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行うことはない。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行うことは想定していない。調査項目に確認事項、大きな状態の変化を伴う場合のみサービス提供事業所に日頃の様子について確認を行う。 サービス提供事業所が調査、確認作業をしていない サービス提供事業所が調査・確認を行わない。 サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことがない "サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはなく、保護者からの依頼があって市町村で調査を行っている。 その中で、事業所への聴き取りが必要と思われる場合には、市町より事業所へ聴き取りを行うことはある。" サービス提供事業所が調査・確認作業を実施しない。 サービス提供事業所が調査を行う仕組みにできなかった。 サービス提供事業所では調査をしていない サービス提供事業所には個別サポート加算Ⅰの調査等は依頼していない。 サービス提供事業所には調査・確認作業を依頼していない サービス提供事業所による調査・確認作業を実施していない。 サービス提供事業所による調査は行っていない。 サービス提供事業所に個別サポート加算の調査、確認作業を行っていない。 サービス提供事業所に調査・確認作業を依頼していない。 サービス提供事業所は、調査・確認は行わない。 サービス提供事業所は調査を行っていない。 サービス提供事業所へは、調査・確認作業を依頼していない。 その場合がないため。 該当する事例がなく、調整していない。 該当なし "該当事例なし 今後該当があった場合、上限管理事業所若しくは利用の多い事業所へ依頼するようになると思われる" 確認作業を依頼していない。 基本的にはサービス提供事業所に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を依頼することはない。受給者証を確認した事業所から「この児童は対象になるのではないか」と個別に連絡をいただき、再度調査を行うことはある。
--	--

基本的に自治体において調査・確認作業を行っているため、調整等はしていない。 基本的に調査については自治体職員が行っている。 既に自治体で調査・確認を行った R3.3 末までの給付決定児童について、再調査を希望した事業所に調査票を提出してもらい、自治体で再検討した。(希望した事業所が1か所のため、複数事業所を利用している児童でも調整が不要だった) 稀に相談支援事業所に調査を依頼することはあるが、基本的に個別サポート加算(I)の調査・確認作業は市役所職員が行っており、サービス提供事業所に依頼、調整することはない。 原則として、サービス提供事業所は調査・確認を行わない。 個々の利用先事業所にも聞き取りを行った 個別サポート加算Iの調査・確認作業は自治体職員が行っている。ただし、事業所よりその内容に異議があった場合は利用している事業所へ聞き取りを行っている。その際に、複数の事業所を利用している場合にはそれぞれの事業所へと聞き取りを行う。 個別サポート加算の見直しを求める連絡があった事業所に対して調査を依頼した。 今のところサービス提供事業所では個別サポート加算Iの調査・確認作業を行っていない。 市で対応している。 市町村と圏域内のサービス提供事業所で話し合い、その児童の上限額管理事業所が調査を行うよう定めた。 "市内の相談支援事業所には、全員分の調査票を提出するよう依頼。 市外の事業所の場合、サポート加算追加の求めがあれば、保護者の同意のもと、調査票の提出を依頼する。" 指標該当者を個別サポート加算Iの対象者とした。 事業所には確認作業を依頼していない。(市職員のサービス更新面談時に判断している) 事業所による調査・確認作業は行っていない。 事業所に依頼していない 事業所は調査・確認は実施しない。 事業所は直接的には行っていない。 事業所へは、依頼していない。 児童発達支援と同じく、(2)の設問には該当しない。 自治体が調査するため事業所には依頼しない。 自治体主管課職員が調査・確認を行っているため、調整はしていない 自治体主管課職員が調査を行うため、サービス提供事業所は調査・確認作業を行っていない。 自治体主管課職員より調整。 自治体職員が調査・確認作業を行っている。 従来の指標該当児をそのまま個別サポート加算Iの対象ととらえたため、事業所への調査・作業依頼はしていない。 上記児童発達支援と同様。 全て市で実施した 全員自治体で調査しており、サービス提供事業所が調査・確認作業を行っていない。

	全件、保護者から聞き取り調査を行っている。決定後、異議があった場合、利用事業者や相談支援専門員からの聞き取り調査を再度行い加算対象となった場合、保護者同意のもと加算の変更を行う。 相談員及び保護者から聞き取りを行うようにした。 担当職員が保護者へ直接聞き取りを行っているため、事業所の調整は不要。 調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。 調査は原則自治体および相談支援事業所が実施。 原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。 自治体で一括して調査・確認作業を行ったため、サービス提供事業所への依頼を求めなかった。主として利用している事業所から聞き取り、必要があれば他の事業所や保護者から聞き取りを行っている。 令和３年４月以降の更新対象者は、相談支援事業所もしくは保護者に記入してもらっている。特に調整は行っていない "複数の事業所を利用している場合は、まず主で利用している事業所で確認、調査を行い、その内容で修正がないかを副で利用している事業所に確認を行っている。 " 複数事業所に調査・確認を行っている 複数事業所利用にあたって特別な依頼は行っていないが、最終的に１枚の調査票の提出となっていることから、保護者、事業所、相談支援事業所で連携しながらまとめていると考えられる。 複数事業所利用者はいなかった 聞き取りは保護者に対して行っている。 保護者から調査を行うことの同意を得た事業所からの調査票を用いた。 保護者やサービス提供事業所の求めに応じて個別サポート加算の見直しを行っており、見直しを行ってほしい旨の申し出をした事業所が調査を実施することとしている。 保護者や事業所等、対象児童の状況により異なり、調整等を行っていない。 本市では、保護者に聞き取りを行っており、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことは無い。 毎年度の更新時に自治体職員が保護者と障害児に３０～４０分程度の面談を実施しており、その調査結果を基に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行った。必要に応じて利用事業所にも電話等で障害児の様子を問い合わせ、情報を収集している。 令和３年３月末までに給付決定者について、サービス提供事業所は、個別サポート加算の調査・確認作業を行っていない。
町村	２箇所の事業所から聞き取りを行い、その結果を両事業所に伝え加算の有無の協議を行った。 R3.3 月末までは、保護者から聞き取った指標を基に職員が確認したため、事業所への確認はし

	ていません。 R3. 3 末までは放課後等デイサービスの対象者がいなかった。 サービスを利用している児童がいないため、調整作業等はしていない。 サービス提供事業所がそれぞれ自治体に確認してきた。 サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査を行う事は今のところ想定していない。 サービス提供事業所が行うことはなかった。 サービス提供事業所が調査・確認することはない。 サービス提供事業所が調査・確認作業を行うケースがない（保護者に調査票を記入・提出してもらい、町で給付決定しているため）。 サービス提供事業所が調査した事例なし サービス提供事業所が調査確認作業は行っていない。 サービス提供事業所には個別サポート加算Ⅰの調査、確認は行わせていない。複数事業所を利用している対象者については、対象者の利用頻度が高い事業所に対して自治体が調査に入った。 サービス提供事業所による確認の事例がない サービス提供事業所に調査・確認作業を依頼していない。 サービス提供事業所の調査・確認例なし モニタリングなどで子どもの状況を確認した。 該当ケースなし 該当なし 該当なし 該当児童がいない。 該当児童なしのため調整せず。 該当者がいない。 該当者なし 該当者なしのため 該当者なしのため調査未実施 該当無し 各事業所へ聞取りを行った 基本的に確認対象は、障害児の親です。それに加えて、メインに通っている事業所に状況を確認することがあります。 "現在複数の事業所を利用している児童がいないため、調整は行っていない。 今後調整を要する場合は事業所を１カ所に決めて対応したい。" 事業所がサポート加算Ⅰの調査にかかることはない "事業所に調査を依頼していない。 現在は行政職員のみで調査を行っている。" 事業所は調査等は行っていない。 事例がなく調査に至っていない 事例なし
--	---

事例なし
事例なし。
自治体から特別調整は行っていない。
自治体で調査・確認作業を行うようにしているため、サービス提供事業所に依頼することはない。
自治体で調査・確認作業を実施した
自治体主管課職員が実施
自治体職員が保護者から聞き取りをして、必要に応じて相談支援事業所等に聞き取りをしている
自治体職員のみで調査、確認作業を行っている。
質問のような事例無
実績なし
前例なし
全ての児童について町職員が調査を行っており、サービス提供事業所は調査を行っていない。
全て自治体職員が行っている。
想定していない。
町直営の相談支援事業所において一括して調査を実施しており、サービス提供事業所には調査を依頼していない。
調査・確認は自治体職員で行っている。
調査・確認作業は自治体主管課職員のみが行っており、サービス提供事業所が作業を行うことはなかった。
調査及び確認作業は担当職員による保護者への聞き取りを実施
調整していない
調整は行っていません。
同上
令和3年4月以降の更新対象者は、相談支援事業所もしくは保護者に記入してもらっている。
同上
複数の事業所の利用者はいなかった。
複数の事業所を利用するものがない。
複数の事業所を利用しているものはないが、特に調整はしていない。
複数の事業所を利用している事例無し。
複数の事業所を利用している児童がない
複数の事業所を利用している児童がない。対象となる児童がいた場合その都度検討する。
複数の事業所を利用している児童がいなかったため。
複数の事業所を利用している児童について、サービス提供事業所から今まで、調査・確認作業の申し出はないため、調整を行ったことがない。
複数の事業所を利用している児童に関しての調査票の提出はなかった。
複数の事業所を利用している児童はいない
複数の事業所を利用している児童はいない。
複数の事業所を利用している児童はいない為、それぞれ1カ所の事業所の調査で済んでいる。

	"複数の事業所を利用する児童がいない。 又、調査は窓口で担当者が保護者に聞き取りする形で行っている。" 複数の事例なし 複数箇所利用している利用者はいない 複数事業所を利用している児童がいない。 複数利用の児童はいない 複数利用者はいない 保健師による調査・確認 保護者から聞き取りをおこなっている。 保護者が調査票を記入することを前提に、事業所から事前に保護者へ児童の状況の認識を共有していただいている。決定した加算に対し、異議がある場合は事業所から保護者へ説明した上で、保護者に変更申請を提出していただくよう事業所と取り決めを行った。 保護者に「就学児サポート調査票」と送付しているため、調査票に協力するよう事業所に連絡している。また、更新時期に個別サポート加算の非該当の方で該当になりそうな場合は役場に相談するよう伝えている。 保護者への調査のみ実施した。 令和３年４月より前はサポート加算の調査はしていなかった
--	---

調査の方法

(3) 給付決定と個別サポート加算Iはどのように調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・ 行っている	②口頭にて行った・ 行っている	③その他(自由記述)
児童発達支援	給付決定		613	423	44
	個別サポート加算I	R3.3末まで	535	387	74
		R3.4以降	556	491	55
放課後等デイサービス	給付決定		613	429	40
	個別サポート加算I	R3.3末まで	537	383	69
		R3.4以降	557	500	49

(3) 給付決定と個別サポート加算Iはどのように調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・行っている	②口頭にて行った・行っている	③その他(自由記述)
北海道・東北	給付決定		66%	39%	4%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	54%	42%	6%
		R3.4以降	59%	45%	4%
関東	給付決定		66%	52%	7%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	55%	46%	13%
		R3.4以降	57%	60%	10%
信越	給付決定		63%	40%	2%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	53%	35%	9%
		R3.4以降	56%	44%	5%
東海・北陸	給付決定		71%	43%	6%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	68%	41%	7%
		R3.4以降	70%	50%	6%
近畿	給付決定		64%	52%	4%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	60%	42%	6%
		R3.4以降	60%	58%	5%
中国	給付決定		67%	43%	6%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	56%	41%	4%
		R3.4以降	59%	54%	6%
四国	給付決定		67%	46%	0%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	54%	37%	9%
		R3.4以降	61%	51%	0%
九州	給付決定		59%	45%	4%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	57%	37%	7%
		R3.4以降	59%	49%	4%
北海道・東北	給付決定		67%	41%	3%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	54%	45%	6%
		R3.4以降	58%	51%	4%
関東	給付決定		67%	52%	7%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	54%	45%	14%
		R3.4以降	57%	61%	9%
信越	給付決定		63%	40%	2%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	58%	33%	2%
		R3.4以降	58%	44%	2%
東海・北陸	給付決定		72%	44%	5%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	69%	39%	8%
		R3.4以降	71%	50%	6%
近畿	給付決定		63%	52%	4%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	59%	40%	7%
		R3.4以降	60%	58%	5%
中国	給付決定		69%	44%	6%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	57%	37%	4%
		R3.4以降	61%	56%	6%
四国	給付決定		56%	46%	0%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	54%	37%	0%
		R3.4以降	51%	51%	0%
九州	給付決定		61%	44%	4%
	個別サポート加算I	R3.3末まで	57%	36%	7%
		R3.4以降	59%	49%	4%

(3) 給付決定と個別サポート加算Iはどのように調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・ 行っている	②口頭にて行った・ 行っている	③その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定		67%	67%	7%
中核市	給付決定		71%	50%	11%
特例市・特別区	給付決定		63%	61%	13%
一般市	給付決定		68%	47%	3%
町村	給付決定		62%	40%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	80%	53%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	66%	37%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	63%	53%	18%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	63%	42%	7%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	48%	39%	8%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	73%	67%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	63%	58%	11%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	58%	68%	13%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	63%	54%	4%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	54%	48%	6%
政令指定都市	給付決定		73%	60%	7%
中核市	給付決定		68%	50%	11%
特例市・特別区	給付決定		66%	58%	13%
一般市	給付決定		67%	47%	3%
町村	給付決定		62%	43%	4%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	73%	40%	20%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	66%	37%	11%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	53%	53%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	62%	39%	7%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	51%	42%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	80%	60%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	61%	58%	11%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	58%	68%	13%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	64%	54%	4%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	54%	50%	5%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	R3.4月以降は給付決定(新規・更新)を行うタイミングで、面談(又は訪問)又は電話等による聞き取りで、個別サポート加算Iと給付決定の調査を一緒に行っている。 令和3年3月末までの個別サポート加算Iに関する調査は実施していない。
中核市	市立のセンターに通所される児童については、センターからの情報により市職員が判断している。 書面調査を基本とするが、新規決定時は保護者より直接聴取し、市職員が書面作成している。 新規調査は②、更新調査は①。加算の確認は①。 全員を対象としたため、事業所に対し、調査・確認作業を依頼していない。 保護者と面談を実施し、必要事項を聞き取り、調査票を作成している(自治体職員)。 本市では、5領域11項目・乳幼児サポート調査に加え、障害支援区分認定調査を独自にカスタマイズした調査を各利用者に行っており、その内容に基づき、給付決定を行っている。
特例市・特別区	R3.3末までについては給付決定を行った際の調査票を用いて、個別サポート加算Iの対象となるか確認を行った。改めて書面や口頭での調査は実施していない。 新規は児童・保護者と面接、更新時には家族から電話での聞き取りを行っている。 新規決定時は口頭にて、更新時は書面にて行っている。

	身体：殆どが対面や電話にて口頭で調査・確認を行っているが、保護者に調査票を手交する場合は保護者が記入のうえ提出してもらっている。 全申請について、市の地区担当 CW と保護者の面談により聞き取った児童の能力・特性を書面に記し個別サポート加算 I の対象か否かを判断している（記入書式：R3.3 月までの面談⇒5 領域 11 項目／R3.4 月以降の面談⇒乳幼児等サポート調査票）。 窓口等にて障害児通所給付決定に係る調査項目（5 領域 11 項目）と放デイ指標判定調査を用いて聴き取り調査を行っている。 知的障害者については、個別サポート加算 I R3.3 末までの調査・確認作業はなし
一般市	4 月以降は、保護者に調査票を送付し、電話にて内容の確認を行っている。 R3.3 月末までの分については給付決定の際に聞き取りを行った乳幼児等サポート調査票にて確認作業を行った。 R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算 I の調査・確認作業を行っていない。 R3.3 末までは電話で聞き取りをし、R3.4 以降は受給者証更新時に対面もしくは電話で聞き取り。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 これまでに控えていた利用者情報を基に乳幼児等サポート調査票にて判定した。 改めて聞き取り調査はせず、直近の調査内容を基に確認作業を行った 給付決定は、相談員による計画相談資料を基に給付決定。個別サポート加算の調査はしていない。 給付決定児童の一覧から各給付決定児童の担当者が個別サポート加算 I 有無を給付決定時の調査票や指標該当調査から確認し、結果をまとめてシステムに入力し、個別サポート加算 I 対象児童の保護者宛てに通所受給者証の該当ページを送付した。 "給付決定時の決定資料を用い、個別サポート加算 I の調査・確認作業を行った。（R3.3 末まで）聞き取り調査票を用い、担当職員及び相談員が調査・確認を行っている。（R3.4 以降）" 暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算 I を決定した。児童、保護者との面接調査による。 自治体職員が事業所又は保護者と面会して聞き取りをするとともに様子を見に行っている。 従来の給付決定更新時期（4 月以降）に行う、行った。 書面で記入してもらった後に、口頭で追加で確認している。 新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。 "新規給付の児童については、全員口頭（原則対面）で調査を行っています。 また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算 I の可否を決定しています。 " 申請の際に実施した聞き取り調査に基づき判定を行った。 申請時に保護者より口頭にて聞き取りし、調査票にまとめた内容から個別サポート加算（I）に該当するか判断している。 前年度調査を参考にした。 全児童対象とした。

	窓口や電話で保護者に聞き取りを行い、給付決定の際に調査票にまとめた。 対象保護者との面談 調査・確認作業を行わず、全員を加算対象とした。 調査票を用いて保護者等から聞き取りを行う 電話による調査 乳幼児サポート調査票の項目に沿って、職員が聞き取り・確認している。 保護者・児童と面接にて聞き取り調査を実施。 保護者からの聞き取りにより行っている。 保護者との面談、事業所等への訪問調査 保護者との面談ないし電話等により調査確認を行っている。 保護者と児同席の元、聞き取り調査を行っている。加えて相談支援専門員や事業所職員の同席もある。 面談 利用児全員を対象とした。 令和３年３月までに給付決定している児童に対する個別サポート加算Ⅰについては、令和３年３月までに給付決定を行った際に口頭にて聞き取って作成した「障害児の調査項目」を元に確認を行った。
町村	R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。 医師意見書などを参考に調査。確認を行っている。 該当者なしのため調査・確認作業未実施 更新申請時に、保護者から口頭で確認している。 事業所及び相談支援事業と協議し、全児童が個別サポート加算Ⅰの対象となることを確認した。 対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。 対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。 対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。 対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。 対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。 調査票を基に保護者から聞き取り調査を行い、後日、書面にまとめ調査員と事務担当で確認作業を行っている。 調査票を用いて保護者と面談 特になし。 保護者との面談 面談にて実施 利用者に原則窓口来庁での手続きを求めており、申請時に聞き取り調査を行っている。 令和３年３月末時点での給付決定者なし

(放課後デイサービス)

政 令 指 定都市	R3.4 月以降は給付決定（新規・更新）を行うタイミングで、面談（又は訪問）又は電話等による聞き取りで、個別サポート加算Ⅰと給付決定の調査を一緒に行っている。 旧指標該当児について、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とした。
中核市	書面調査を基本とするが、新規決定時は保護者より直接聴取し、市職員が書面作成している。 新規調査は②、更新調査は①。加算の確認は①。 保護者と面談を実施し、必要事項を聞き取り、調査票を作成している（自治体職員）。 本市では、5 領域 11 項目・就学児サポート調査に加え、障害支援区分認定調査を独自にカスタマイズした調査を各利用者に行っており、その内容に基づき、給付決定を行っている。
特例市・ 特別区	R3.3 末までについては指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者として読み替えたため、改めての調査・確認は行わなかった。 指標該当調査結果を代用。指標該当調査は口頭にて行った。 新規は児童・保護者と面接、更新時には家族から電話での聞き取りを行っている。 新規決定時は口頭にて、更新時は書面にて行っている。 身体：殆どが対面や電話にて口頭で調査・確認を行っているが、保護者に調査票を手交する場合は保護者が記入のうえ提出してもらっている。 全申請について、市の地区担当 CW と保護者の面談により聞き取った児童の能力・特性を書面に記し個別サポート加算Ⅰの対象か否かを判断している（記入書式：R3.3 月までの面談⇒5 領域 11 項目／R3.4 月以降の面談⇒就学児サポート調査票）。 知的障害者については、個別サポート加算Ⅰ R3.3 末までの調査・確認作業はなし
一般市	4 月以降は、保護者に調査票を送付し、電話にて内容の確認を行っている。 R3.3 月末までの分については給付決定の際に聞き取りを行った就学児サポート調査票にて確認作業を行った。 R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし R3.3 末まで：指標該当児を個別サポート対象としたため、調査無し R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。 R3.3 末までは指標該当児を加算対象者とした。R3.4 以降は児童、保護者との面接調査による。 R3.3 末までは指標該当児を個別サポート加算の対象者とし、R3.4 以降は受給者証更新時に対面もしくは電話で聞き取り。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3 年 3 月末決定分までは、従来の指標該当児を全員加算対象としたため、調査・確認作業は行っていない。 改めて聞き取り調査はせず、直近の調査内容を基に確認作業を行った 給付決定児童の一覧から各給付決定児童の担当者が個別サポート加算Ⅰ有無を給付決定時の調査票や指標該当調査から確認し、結果をまとめてシステムに入力し、個別サポート加算Ⅰ対象児童の保護者宛てに通所受給者証の該当ページを送付した。 個別サポート加算Ⅰの判定し直しを行っていない。（指標該当児を個別サポート加算Ⅰ対象者とした）

	指標該当児を加算対象とした（R3 年 3 月まで） 指標該当者のみ、個別サポート加算 I 対象者相当として判断した。 指標該当者を個別サポート加算 I の対象者とした。 指標該当有全員を対象とした。 児童発達支援と同じ対応をしている。 就学児サポート調査・給付決定時調査票の項目に沿って、職員が聞き取り・確認している。 従来の給付決定更新時期（4 月以降）に行う、行った。 書面で記入してもらった後に、口頭で追加で確認している。 新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。 "新規給付の児童については、全員口頭（原則対面）で調査を行っています。 また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算 I の可否を決定しています。 " 申請の際に実施した指標該当調査に基づき判定を行った。 申請時に保護者より口頭にて聞き取りし、調査票にまとめた内容から個別サポート加算（I）に該当するか判断している。 前年度調査を参考にした。 窓口や電話で保護者に聞き取りを行い、給付決定の際に調査票にまとめた。 対象保護者との面談 調査・確認作業を行わず、指標該当者全員を加算対象とした。 調査票を用いて保護者等から聞き取りを行う 聞き取り調査票を用い、担当職員及び相談員が調査・確認を行っている。 保護者・児童と面接にて聞き取り調査を実施。 保護者からの聞き取りにより行っている。 保護者との面談、事業所等への訪問調査 保護者との面談ないし電話等により調査確認を行っている。 保護者と児同席の元、聞き取り調査を行っている。加えて相談支援専門員や事業所職員の同席もある。 面談
町村	R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。 R 3. 3 末までは放課後等デイサービスの対象者がいなかった。 医師意見書などを参考に調査。確認を行っている。 更新申請時に、保護者から口頭で確認している。 指標該当者を個別サポート加算 I の対象としたため、調査・確認作業は行っていない。 指標該当者を対象とした。 調査票を基に保護者から聞き取り調査を行い、後日、書面にまとめ調査員と事務担当で確認作業を行っている。 調査票を用いて保護者と面談

	保護者との面談 放課後等デイサービス利用の新規申請児童がいなかったため。 面談にて実施 利用者に原則窓口来庁での手続きを求めており、申請時に聞き取り調査を行っている。
--	---

聞き取りの対象

(4) 給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聞き取りも行うことができる。誰に必ず聞き取りを行うことになっていますか。(複数回答可)			①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所(児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所)	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めのない	⑦その他(自由記述)
児童発達支援	個別サポート加算	給付決定	148	18	87	561	3	246	37
		R3.3末まで	124	17	109	468	2	243	45
		R3.4以降	138	24	111	548	2	251	39
放課後等デイサービス	個別サポート加算	給付決定	147	13	89	569	4	250	35
		R3.3末まで	122	13	112	475	3	244	39
		R3.4以降	138	15	119	557	3	256	35

(4) 給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聞き取りも行うことができる。誰に必ず聞き取りを行うことになっていますか。(複数回答可)			①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所(児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所)	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めのない	⑦その他(自由記述)
北海道・東北	個別サポート加算	給付決定	20%	3%	14%	45%	0%	33%	3%
		R3.3末まで	10%	2%	7%	70%	1%	24%	6%
		R3.4以降	12%	2%	19%	56%	0%	30%	0%
関東	個別サポート加算	給付決定	18%	0%	7%	66%	1%	22%	5%
		R3.3末まで	14%	4%	5%	63%	0%	27%	5%
		R3.4以降	20%	2%	7%	57%	2%	24%	4%
中部	個別サポート加算	給付決定	23%	4%	11%	60%	0%	21%	2%
		R3.3末まで	14%	1%	7%	65%	0%	23%	3%
		R3.4以降	15%	3%	16%	40%	0%	30%	4%
近畿	個別サポート加算	給付決定	10%	2%	9%	61%	1%	23%	8%
		R3.3末まで	7%	0%	19%	40%	0%	30%	7%
		R3.4以降	16%	0%	7%	56%	1%	24%	5%
中国	個別サポート加算	給付決定	13%	4%	7%	51%	0%	25%	4%
		R3.3末まで	15%	2%	11%	37%	0%	26%	4%
		R3.4以降	19%	4%	14%	49%	0%	25%	2%
四国	個別サポート加算	給付決定	12%	0%	11%	54%	0%	25%	4%
		R3.3末まで	16%	3%	18%	44%	0%	31%	3%
		R3.4以降	10%	3%	10%	70%	1%	24%	6%
九州	個別サポート加算	給付決定	9%	0%	26%	58%	0%	30%	2%
		R3.4以降	19%	1%	7%	68%	1%	23%	4%
		R3.4以降	14%	4%	6%	59%	0%	27%	5%
北海道・東北	個別サポート加算	給付決定	19%	2%	9%	52%	0%	26%	6%
		R3.4以降	18%	4%	12%	53%	0%	25%	2%
		R3.4以降	15%	2%	9%	63%	0%	26%	4%
関東	個別サポート加算	給付決定	21%	2%	13%	46%	0%	34%	3%
		R3.3末まで	10%	2%	7%	70%	1%	24%	6%
		R3.4以降	12%	0%	19%	56%	0%	28%	0%
中部	個別サポート加算	給付決定	17%	0%	8%	67%	2%	22%	4%
		R3.3末まで	13%	2%	5%	64%	0%	27%	6%
		R3.4以降	20%	2%	9%	59%	2%	24%	4%
近畿	個別サポート加算	給付決定	21%	2%	14%	60%	0%	23%	2%
		R3.3末まで	14%	1%	7%	66%	0%	23%	3%
		R3.4以降	15%	2%	16%	42%	0%	30%	3%
中国	個別サポート加算	給付決定	9%	2%	9%	60%	1%	24%	7%
		R3.3末まで	7%	0%	26%	47%	0%	28%	2%
		R3.4以降	15%	0%	7%	57%	2%	22%	4%
四国	個別サポート加算	給付決定	12%	2%	7%	49%	0%	25%	5%
		R3.3末まで	15%	2%	11%	37%	0%	26%	4%
		R3.4以降	18%	2%	18%	49%	0%	26%	2%
九州	個別サポート加算	給付決定	13%	1%	10%	55%	0%	25%	3%
		R3.4以降	16%	2%	19%	47%	0%	32%	3%
		R3.4以降	10%	2%	10%	70%	1%	25%	5%
北海道・東北	個別サポート加算	給付決定	9%	0%	26%	60%	0%	28%	2%
		R3.4以降	19%	1%	8%	67%	2%	24%	4%
		R3.4以降	14%	2%	6%	60%	0%	27%	5%
関東	個別サポート加算	給付決定	19%	2%	11%	54%	0%	26%	6%
		R3.4以降	16%	2%	16%	53%	0%	26%	2%
		R3.4以降	15%	1%	10%	64%	0%	26%	4%

(4) 給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができる。誰に必ず聴き取りを行うことになっていますか。(複数回答可)		①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所(児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所)	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定	0%	7%	7%	67%	0%	33%	7%
	給付決定	16%	8%	8%	74%	0%	21%	0%
	給付決定	8%	3%	8%	79%	3%	11%	8%
	給付決定	15%	1%	6%	65%	0%	27%	3%
	給付決定	18%	2%	13%	51%	0%	27%	5%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.3未まで	0%	7%	7%	33%	0%	47%	20%
	個別サポート加算 R3.3未まで	16%	8%	11%	68%	0%	21%	0%
	個別サポート加算 R3.3未まで	8%	3%	13%	68%	3%	13%	13%
	個別サポート加算 R3.3未まで	14%	1%	10%	54%	0%	26%	5%
	個別サポート加算 R3.3未まで	13%	2%	13%	42%	0%	27%	4%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.4以降	0%	7%	7%	47%	0%	47%	7%
	個別サポート加算 R3.4以降	18%	8%	8%	76%	0%	21%	0%
	個別サポート加算 R3.4以降	8%	5%	13%	79%	3%	11%	8%
	個別サポート加算 R3.4以降	15%	2%	9%	63%	0%	28%	4%
	個別サポート加算 R3.4以降	15%	2%	15%	50%	0%	27%	5%
政令指定都市	給付決定	0%	0%	7%	67%	0%	33%	7%
	給付決定	16%	5%	8%	74%	0%	21%	0%
	給付決定	8%	3%	8%	79%	3%	11%	11%
	給付決定	15%	1%	7%	65%	0%	27%	3%
	給付決定	18%	2%	13%	53%	0%	28%	4%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.3未まで	0%	0%	7%	33%	0%	47%	20%
	個別サポート加算 R3.3未まで	16%	5%	8%	68%	0%	21%	0%
	個別サポート加算 R3.3未まで	8%	3%	11%	68%	3%	13%	16%
	個別サポート加算 R3.3未まで	13%	1%	10%	54%	0%	26%	4%
	個別サポート加算 R3.3未まで	13%	1%	14%	44%	0%	27%	3%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.4以降	0%	0%	7%	47%	0%	47%	7%
	個別サポート加算 R3.4以降	18%	5%	8%	76%	0%	21%	0%
	個別サポート加算 R3.4以降	8%	3%	13%	79%	3%	11%	8%
	個別サポート加算 R3.4以降	15%	1%	10%	63%	0%	28%	4%
	個別サポート加算 R3.4以降	15%	2%	16%	52%	0%	28%	4%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	"取り決めはないが、原則、保護者から聞き取り調査を実施している。ただ、日中、時間の確保が難しい家庭に関しては、計画相談支援事業所に聞き取りを行うこともある。" 給付決定を行ったときの調査票などを用いたため、基本的に聞き取りは行っていない。 令和３年３月末までの個別サポート加算Ⅰに関する調査は実施していない。
中核市	市立のセンターに通所される児童については、センターからの情報により市職員が判断している。
特例市・特別区	基本は児童の保護者であるが、必要に応じて関係機関への聴き取りも行っている。 新規の場合は、必ず聞き取り(保護者)を行っている。更新時は、聞き取りを必須としていない。 精神：個別サポート加算(Ⅰ)としての調査聴き取りは実施していない。 相談支援事業所の利用が始まっている申請者については、原則として申請者、相談支援事業所、市所管課地区担当 CW の３者で面談し、聞き取りを行っている。 令和３年度末までの個別サポート加算の支給決定については(１)のとおり
一般市	R3.3 月末まで、個別サポート加算Ⅰの対応は、事業所との情報交換(対象の有無)等の実施 R3.3 末まで：過去の調査資料から判断したため聞き取りはしていない R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行っていない。 R3.3 末までの分は、直近更新時の聴き取りを用いて判定した。 R3.3 末まで個別サポート加算Ⅰについての聞き取り等は行っていなかった。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3.4 以降は保護者の聞き取りを行い、不明確な部分がある場合は、サービス提供事業所に聞き取りを行うことにしている 一番対象者を把握している人。以前の対象者の状況と大きく違う場合は、複数の人(保護者と事

	業所等）に確認している。 給付決定は相談支援事業からの計画案で判断している。 原則として保護者から聞き取りを行うこととしているが、保護者が判断できない場合や、障害を持っている場合等の特例がある際は、通所事業所や相談員からの聞き取りも行っている。 個別サポート加算の確認については、過去に保護者から聞き取った指標該当調査等の資料を基に行っていた。 個別サポート加算の調査はしていない。 更新手続きの際に、保護者に基本聞き取りを行うが、保護者の方に連絡がつかない場合や個別サポート加算Ⅰの有無に変更が生じた場合は、相談支援事業所や児童発達支援事業所へ調査・確認作業を行っている。 児童の在籍園 取り決めはないが、必要に応じて関係者から聞き取りをしている。 書面にて不足する場合、必要に応じて保護者及び相談員への聞き取りを行っている。 障害児相談支援の受給者は、相談支援専門員に聴き取りを行い、セルフプランでの障害児通所受給者は保護者から聴き取りを行っている。 新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。 相談支援専門員からモニタリング報告書等により勘案事項の内容が確認できる場合は、そのみで給付決定している。 調査・確認作業を行わず、全員を加算対象とした。 特に聞き取りを行う対象を取り決めていないが、基本的に保護者より聞き取りを行うようにしている。 必ずとの規定はないが、実態的には保護者に聞き取り調査を行っている。 必要に応じて、保護者、相談支援事業所へ聞き取りを行う。 必要に応じて適切な機関（者）から情報収集を行う。 保護者からの聞き取りに合わせて、必要に応じてサービス事業所や相談支援事業所から聞き取りを行っている。 保護者からの聞き取りの状況に応じて、必要時にサービス提供事業所や相談支援事業所にも聞き取りを実施している。 保護者以外からの聴取が必要と判断したケースに限り、関係機関へ聴取している。 保護者及び相談支援専門員から提出された書類（申請書、計画案、加算資料等）を点検し、必要に応じて聴き取りを実施。
町村	4月以降は更新申請時に保護者に調査・確認作業を行っているが、サービス利用時の児童の状況を保護者が把握していない場合があり、サービス事業所から問合せがあった場合は、事業所と調査・確認作業を行っている。ただし、更新時に合わせて、見直しを行うため、再調査は原則行っていないが、諸事情により明らかに児童の状態が悪化し、ケアニーズが高くなってしまった場合は、給付決定期間中であっても再調査を実施する。 R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。

	基本的には窓口で保護者へ聴き取りを行うが、疑義が生じた場合は、相談支援専門員やサービス提供事業所への聴き取りも行うこととしている。（例：調査項目に沿った回答が保護者から得られない場合、主たる介護者である以外の保護者が来庁された場合等） 個別サポート加算Ⅰの結果に基づき、自治体職員で記入している。 自治体職員もしくは相談支援事業所が調査票を用いて保護者に聞き取りを行っているが、できるだけ対象児に関わる機関（子ども園など）にも聞き取りを行うようにしている。 "取り決めはないが、概ね保護者から聞き取りを行っている。 必要に応じ相談員等にも聞き取りを行っている。" 取り決めはないが保護者と保健師には必ず聞き取りをしている 取り決めはないが保護者からの聞き取りがほとんどであるが、必要がある場合にはサービス提供事業所から追加で聞き取ることもある。 場合によっては児童発達センター 状況に応じて保護者又はサービス提供事業所等に聞き取りを行っており、必ず聞き取りを行う対象は居ない。 "新規の方は、保護者と相談支援事業所と自治体主管課職員・調査員の３者で聞き取り調査を行っている。 更新は保護者と自治体主管課職員・調査員の２者で聞き取り調査を行っている。" 対象児がおらず実績がない。必要に応じて保護者や各種機関と連携して取り組む手筈でいる。 対象児童がいないため、聴き取りは行っていないが、今後、対象者がでてきた場合は、④保護者からの聴き取りを検討する。 聴き取りのかわりに支給決定に際し、必ずサービス計画案の提出を求めている。 適宜必要があれば、その他関係機関からの聞き取り調査も行っている。 保健師 保健師
--	--

（放課後デイサービス）

政 令 指 定都市	"取り決めはないが、原則、保護者から聞き取り調査を実施している。ただ、日中、時間の確保が難しい家庭に関しては、計画相談支援事業所に聞き取りを行うこともある。" 指標該当児を全員加算対象としたため、基本的に聞き取りは行っていない。 令和３年３月末までの個別サポート加算Ⅰに関する調査は実施していない。
特例市・ 特別区	学校 基本は児童の保護者であるが、必要に応じて関係機関への聴き取りも行っている。 指標該当調査結果を代用。指標該当調査は保護者に行った。 新規の場合は、必ず聞き取り（保護者）を行っている。更新時は、確認点がある場合や点数が大きく変わった場合等に保護者聞き取りを行っている。 精神：個別サポート加算（Ⅰ）としての調査聴き取りは実施していない。 相談支援事業所の利用が始まっている申請者については、原則として申請者、相談支援事業所、

	市所管課地区担当 CW の３者で面談し、聞き取りを行っている。 令和３年度末までの個別サポート加算の支給決定については（１）のとおり
一般市	特に聞き取りを行う対象を取り決めていないが、基本的に保護者より聞き取りを行うようにしている。 R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。 R3.3 月末まで、個別サポート加算Ⅰの対応は、事業所との情報交換（対象の有無）等の実施 R3.3 末まで：指標該当児を個別サポート対象としたため、聞き取りはしていない R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3.4 以降は保護者の聞き取りを行い、不明確な部分がある場合は、サービス提供事業所に聞き取りを行うことにしている R3 年３月末決定分までは、従来の指標該当児を全員加算対象としたため、聞き取りは行っていない。 一番対象者を把握している人。以前の対象者の状況と大きく違う場合は、複数の人（保護者と事業所等）に確認している。 給付決定は相談支援事業からの計画案で判断している。 原則として保護者から聞き取りを行うこととしているが、保護者が判断できない場合や、障害を持っている場合等の特例がある際は、通所事業所や相談員からの聞き取りも行っている。 個別サポート加算Ⅰの判定し直しを行っていない。（指標該当児を個別サポート加算Ⅰ対象者とした） 個別サポート加算の確認については、過去に保護者から聞き取った指標該当調査等の資料を基に行っていた。 更新手続きの際に、保護者に基本聞き取りを行うが、保護者の方に連絡がつかない場合や個別サポート加算Ⅰの有無に変更が生じた場合は、相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所へ調査・確認作業を行っている。 支給決定の際に、教師を交えてのケア会議を開いているため、その際に教師からも普段の様子を聴取。 児童の在籍校 取り決めはないが、必要に応じて関係者から聞き取りをしている。 書面に不足する場合、必要に応じて保護者及び相談員への聞き取りを行っている。 障害児相談支援の受給者は、相談支援専門員に聴き取りを行い、セルフプランでの障害児通所受給者は保護者から聴き取りを行っている。 新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。 相談支援専門員からモニタリング報告書等により勘案事項の内容が確認できる場合は、そのみで給付決定している。 調査・確認作業を行わず、指標該当者全員を加算対象とした。 必要に応じて、保護者、相談支援事業所へ聞き取りを行う。 必要に応じて適切な機関（者）から情報収集を行う。

	必ずとの規定はないが、実態的には保護者に聞き取り調査を行っている。 保護者からの聞き取りに合わせて、必要に応じてサービス事業所や相談支援事業所から聞き取りを行っている。 保護者からの聞き取りの状況に応じて、必要時にサービス提供事業所や相談支援事業所にも聞き取りを実施している。 保護者以外からの聴取が必要と判断したケースに限り、関係機関へ聴取している。 保護者及び相談支援専門員から提出された書類（申請書、計画案、加算資料等）を点検し、必要に応じて聴き取りを実施。
町村	R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。 個別サポート加算Ⅰの結果に基づき、自治体職員で記入している。 指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象としたため、聞き取りは行っていない。 取り決めはないが保護者からの聞き取りがほとんどであるが、必要がある場合にはサービス提供事業所から追加で聞き取ることもある。 自治体職員もしくは相談支援事業所が調査票を用いて保護者に聞き取りを行っているが、できるだけ対象児に関わる機関（学校、事業所）にも聞き取りを行うようにしている。 "取り決めはないが、概ね保護者から聞き取りを行っている。 必要に応じ相談員等にも聞き取りを行っている。" 取り決めはないが保護者には必ず聞き取りをしている 基本的には窓口で保護者へ聴き取りを行うが、疑義が生じた場合は、相談支援専門員やサービス提供事業所への聴き取りも行うこととしている。（例：調査項目に沿った回答が保護者から得られない場合、主たる介護者である以外の保護者が来庁された場合等） 場合によっては児童発達センター 状況に応じて保護者又はサービス提供事業所等に聞き取りを行っており、必ず聞き取りを行う対象は居ない。 "新規の方は、保護者と相談支援事業所と自治体主管課職員・調査員の3者で聞き取り調査を行っている。 更新は保護者と自治体主管課職員・調査員の2者で聞き取り調査を行っている。" 対象児がおらず実績がない。必要に応じて保護者や各種機関と連携して取り組む手筈でいる。 聴き取りのかわりに支給決定に際し、必ずサービス計画案の提出を求めている。 適宜必要があれば、その他関係機関からの聞き取り調査も行っている。 4月以降は更新申請時に保護者に調査・確認作業を行っているが、サービス利用時の児童の状況を保護者が把握していない場合があり、サービス事業所から問合せがあった場合は、事業所と調査・確認作業を行っている。ただし、更新時に合わせて、見直しを行うため、再調査は原則行っていないが、諸事情により明らかに児童の状態が悪化し、ケアニーズが高くなってしまった場合は、給付決定期間中であっても再調査を実施する。 保健師 保護者に同意書にて確認

給付決定の事業所への連絡方法の事例

(5) 給付決定した場合、及び個別サポート加算Ⅰの算定が決まった場合、保護者には自治体主管課職員から、サービス提供事業所には保護者から知らせているところ、それ以外の方法で知らせている事例がある場合は以下にご記入ください。

政 令 指 定都市	4月の事業所への説明会の時に児童発達支援は該当者のみ受給者証の再発行をすることと、放デイは指標該当者のみ加算対象とすることを伝え、受給者証を再交付した保護者宛に、利用事業所に証を提示してもらうようお知らせを同封した。 "サービス提供事業所より、保護者からなかなか通知を提示してもらえないと伝えられた時は、自治体からサービス提供事業所に該当の有無を伝えることがあった。"
中核市	3月以前からサービスを利用していた障害児に係る個別サポート加算Ⅰの算定については、保護者あて通知のほか、事業所あてに算定対象者リストを送付した。 相談支援事業所から保護者への説明を行っていただいた。 保護者の同意がある場合は、担当の相談支援事業所に受給者証を送付し、相談支援専門員から保護者に知らせている。
特例市・ 特別区	3月までの分は事業所に結果をまとめて通知した。4月以降は受給者証に印字しているため、受給者証で確認していただいております、特に通知はしていません。 R3.3 月末までに支給決定を行っていた方については、サービス提供事業所から保護者に個別サポート加算の説明をしていただき、調査票を市役所へ提出していただいている。そして、個別サポート加算に該当する場合は、保護者には障害福祉サービス受給者証、事業所には対象者一覧表を送付して通知をしている。 区から調査票の提出があった事業所に対して、結果の通知を行っている 自治体に事業所から問い合わせがあった場合は、職員が回答する。 精神：サービス提供事業所から問い合わせがあった場合には随時知らせている。 "相談支援事業所に自治体主管課職員から受給者証の写しを送付。個別サポート加算Ⅰについては、毎月サービス提供事業所に自治体主管課職員から一覧を送付"
一般市	(保護者からの情報が得る時間的猶予がなく、かつ事業所が情報提供を希望した場合に。受給者番号を提示の上書面で依頼をいただき、該当非該当のみを回答するケースあり) R3.3 までの決定分については市から事業所に加算対象者一覧リストを送付した。保護者には加算対象に対しての通知を出していない。 サービス事業所には相談支援事業所より周知をしてもらうよう依頼している。 サービス提供事業者から自治体主管課あて電話問合せがあった際は随時回答している。 サービス提供事業所に対しても自治体主管課から連絡し、該当者リストを提示した。 各事業所に受給者証の写しを送付している。 機関相談支援センターまたは相談支援事業所から知らせている。自治体からは決定通知書を持って通知している 支給決定通知、受給者証に記載している。 支給決定通知書の原本は保護者に送り、相談事業所には写しを送っている。

	事業所からの問い合わせがあれば、自治体からサービス提供事業所に知らせている。 自治体から保護者または相談支援事業所へ知らせている。 自治体主管課職員から、サービス提供事業所に直接知らせたことがあった。 自治体主管課職員から相談支援員へ決定通知書と受給者証の送付を行う。相談支援員より保護者への説明を行う。サービス提供事業所は相談支援員または受給者証により確認を行っている。 自治体主管課担当から、サービス提供事業所及び相談支援事業所に通知や受給者証を送付している。 主管課職員から相談支援事業所を通じて知らせている。 受給者証の交付が遅れているときには、自治体主管課職員からサービス提供事業所へ知らせる場合もあります。 受給者証及び支給決定通知書に個別サポート加算（Ⅰ）対象児童と分かるように記載している。場合によっては相談支援事業所を通して、保護者や事業所に決定内容が知らされていることもある。 新規や更新の支給決定時は上記のとおりだが、サービス提供事業所から申請があった場合は、自治体より知らせている。 相談支援事業所に自治体から 相談支援事業所より個別サポート加算Ⅰ該当の可否を問われた際は、相談支援事業所へ回答し、相談支援事業所より保護者やサービス提供事業所へ知らせている。 相談支援専門員からサービス提供事業所 通常は上記のように知らせているが、サービス提供事業所から直接自治体に問い合わせがあった場合は伝えている。 当市においては、放課後等デイサービスについて、令和３年３月までに給付決定を受けている者に対して確認作業を行ったところ、加算対象者が２名と小人数であったため、自治体主管課職員から、（個別サポート加算Ⅰ対象者２名が通所中の）サービス提要事業所に直接連絡を行った。必要に応じて、相談支援事業所から保護者及び事業所へ連絡する場合もある。 保護者から情報提供の同意を得たうえで、自治体からサービス提供事業所に対して直接伝えている。 保護者が個別サポート加算Ⅰの趣旨を理解できず、サービス提供事業所に知らせないことが多々あるため、受給者証の備考欄に「個別サポート加算Ⅰは令和〇年〇月１日から適用 or 令和〇年〇月３１日で終了」と印字している。 保護者の同意を得て事業所へ直接知らせる。 保護者の聞き取りより個別サポート加算の判定変更の可能性がある場合は、判定前にサービス提供事業所すべてより聞き取りすると共に、判定変更の可能性あることを伝えている。 報酬改定直後（R3.4）のみ、サービス提供事業所へ自治体主管課職員から個別サポート加算Ⅰの対象者一覧を書面で送付した。 本市では全利用者に相談員がついているため、保護者及びサービス提供事業所への案内全てを相談員経由にて実施しました。 令和３年３月～４月ころ、サービス提供事業所から問い合わせがあった場合、保護者の同意を得
--	---

	て、自治体から事業所に知らせる方法をとったことがある。 令和３年４月から個別サポート加算Ⅰが対象となる児童については、市から直接、サービス提供事業所へ対象となる児童である旨の文書を通知した。 令和３年４月提供分についての請求事務にあたり、事業所から加算についての確認連絡があった場合に限り、書面にて対象者の加算の有無を回答した。
町村	（給付決定）本町→サービス提供事業所→保護者 R3.3 末まで給付決定となっていた者については、報酬への加算漏れを防ぐためサービス提供事業所へ担当課から書面でお知らせした。 サービス提供事業にも、町より改めて通知をしている。 サービス提供事業所からの問い合わせがあった場合等には、自治体主管課職員からサービス提供事業所へ決定内容を伝えた。 サービス提供事業所にも自治体主管課職員から知らせています。 サービス提供事業所へも自治体主管課職員から知らせている。 サービス提供事業所においても市町村からも知らせている。 給付決定後、サービス受給者証の写しを相談支援事業所に送付している。 計画相談支援事業所には自治体主管課職員から書面で知らせている。 支給決定通知書と受給者証を保護者に送付しているだけで、個別サポート加算Ⅰの算定が決まった旨について特段お知らせはしていない。ただ、算定が決まった時点で、町(自治体主管課職員)からサービス提供事業所にはお知らせしている。 事例がなく調査に至っていない 自治体主管課職員から、サービス提供事業所に知らせている。 自治体主管課職員から計画相談事業所を通じ保護者へ通知書等を送付。サービス提供事業所には保護者から知らせている。 自治体主管課職員は保護者だけでなく、相談支援員にも決定内容を送付している。 "自治体職員から保護者への説明に加えて、保護者が理解しやすいよう「周知用リーフレット」を作成し、事業所から保護者への説明も依頼した。 " 念のため、自治体からサービス提供事業所へ支給決定通知書及び受給者証の写しを送付している。 保護者・サービス提供事業所双方に自治体から通知書類を送付している。 保護者からの申し出により、給付決定及び個別サポート加算Ⅰの算定の決定を、保護者へではなくサービス提供事業所へ知らせる場合もある。 本町で給付決定しているのは全て町直営のサービス提供事業所を利用するため、同事業所を紹介して知らせている。

給付決定の通知

令和３年度障害者総合福祉推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【自治体調査】_資料集

(6) 給付決定した場合、及び個別サポート加算Iの算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・行っている(受給者証以外)	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他(自由記述)
保護者への知らせ	給付決定		417	20	34	555	13	33
	個別サポート加算I	R3.3未まで	368	12	43	434	60	56
		R3.4以降	381	26	38	562	14	40
サービス提供事業所への知らせ	給付決定		308	21	47	551	76	42
	個別サポート加算I	R3.3未まで	311	15	76	418	90	56
		R3.4以降	283	26	59	559	75	54

(6) 給付決定した場合、及び個別サポート加算Iの算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・行っている(受給者証以外)	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他(自由記述)
北海道・東北	給付決定		40%	3%	3%	57%	1%	5%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	46%	1%	6%	69%	3%	3%
		R3.4以降	38%	0%	2%	58%	2%	7%
東海・北陸	給付決定		49%	4%	2%	56%	1%	3%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	39%	4%	4%	68%	0%	2%
		R3.4以降	54%	0%	4%	46%	0%	0%
中国	給付決定		58%	4%	7%	42%	0%	0%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	45%	1%	1%	58%	1%	6%
		R3.4以降	32%	2%	4%	48%	4%	7%
九州	給付決定		47%	1%	6%	53%	7%	6%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	28%	0%	5%	49%	5%	7%
		R3.4以降	42%	3%	3%	46%	9%	5%
北海道・東北	給付決定		34%	1%	2%	43%	12%	9%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	35%	0%	6%	37%	6%	2%
		R3.4以降	49%	2%	11%	39%	2%	2%
東海・北陸	給付決定		42%	1%	4%	41%	8%	5%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	34%	4%	3%	56%	2%	6%
		R3.4以降	43%	2%	6%	69%	2%	5%
中国	給付決定		38%	2%	5%	58%	2%	7%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	46%	4%	2%	58%	1%	3%
		R3.4以降	37%	3%	4%	65%	1%	2%
九州	給付決定		48%	4%	6%	52%	0%	0%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	53%	4%	7%	44%	0%	0%
		R3.4以降	41%	1%	3%	61%	1%	7%
北海道・東北	給付決定		35%	3%	4%	55%	7%	4%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	32%	3%	8%	68%	9%	5%
		R3.4以降	21%	0%	7%	58%	7%	7%
東海・北陸	給付決定		38%	4%	3%	55%	9%	4%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	28%	2%	5%	64%	9%	2%
		R3.4以降	39%	0%	4%	56%	4%	2%
中国	給付決定		35%	2%	7%	40%	14%	0%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	34%	1%	4%	60%	7%	8%
		R3.4以降	30%	2%	6%	46%	8%	6%
九州	給付決定		36%	2%	10%	50%	11%	8%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	26%	0%	12%	47%	5%	7%
		R3.4以降	37%	3%	8%	45%	9%	4%
北海道・東北	給付決定		27%	1%	5%	40%	16%	8%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	35%	0%	7%	39%	7%	0%
		R3.4以降	35%	0%	12%	35%	12%	0%
東海・北陸	給付決定		37%	2%	8%	43%	9%	7%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	30%	3%	5%	54%	8%	5%
		R3.4以降	30%	3%	9%	69%	8%	7%
中国	給付決定		23%	2%	9%	63%	5%	9%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	29%	4%	4%	58%	10%	5%
		R3.4以降	29%	3%	7%	62%	8%	4%
九州	給付決定		35%	2%	6%	61%	4%	2%
	個別サポート加算I	R3.3未まで	32%	2%	9%	40%	14%	0%
		R3.4以降	35%	2%	5%	62%	7%	9%

(6) 給付決定した場合、及び個別サポート加算Iの算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・行っている(受給者証以外)	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定		40%	0%	0%	60%	0%	13%
中核市	給付決定		47%	3%	3%	68%	0%	0%
特例市・特別区	給付決定		37%	3%	11%	74%	5%	8%
一般市	給付決定		45%	2%	3%	67%	0%	3%
町村	給付決定		45%	3%	4%	49%	2%	4%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	40%	0%	0%	60%	0%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	47%	0%	0%	47%	11%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	45%	3%	5%	61%	11%	16%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	43%	0%	4%	52%	6%	6%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	34%	2%	5%	38%	7%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	27%	7%	7%	80%	0%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	50%	3%	0%	61%	3%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	37%	3%	8%	79%	3%	11%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	41%	2%	4%	68%	0%	3%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	40%	4%	4%	49%	3%	5%
政令指定都市	給付決定		20%	0%	0%	67%	7%	13%
中核市	給付決定		37%	0%	3%	58%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定		24%	3%	5%	61%	16%	8%
一般市	給付決定		31%	2%	5%	66%	8%	5%
町村	給付決定		34%	3%	6%	50%	8%	4%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	20%	0%	0%	47%	13%	20%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	42%	3%	5%	42%	16%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	39%	3%	8%	45%	13%	13%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	36%	1%	8%	50%	8%	6%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	29%	2%	8%	39%	10%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	13%	7%	7%	80%	7%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	34%	3%	0%	58%	11%	8%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	29%	3%	8%	66%	11%	11%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	30%	2%	7%	67%	7%	6%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	31%	3%	5%	50%	9%	5%

その他の記述

政令指定都市	"【給付決定】児童発達支援、放課後等デイサービスともに書面と受給者証にて実施。 【個別サポート加算I】児童発達支援に関し、3月末までの方は利用児が当加算に該当するかどうかを書面で通知し、4月以降の方は、 受給者証と書面にて通知している。 ・放課後等デイサービスに関し、3月末までの方は保護者向けに「指標該当が個別サポート加算Iになる」旨の案内書を作成し、市から保護者宛でなく、それを事業所へ送付し、事業所から保護者へ周知してもらった。また、4月以降の方は、受給者証と書面にて通知している。" R3.3 末までに従前の「区分該当」の給付決定を受けている児童は、個別サポート加算Iに該当と読み替えるよう依頼し、受給者証の再交付は行わない旨を周知した。 "保護者への知らせ：受給者証の発行及び決定通知書や案内文書等の書面にて知らせている。 サービス提供事業所への知らせ：保護者に発行した受給者証を確認してもらっている。"
中核市	R3.3 末までに支給決定を受けていた児童の保護者には、サービス提供事業所から周知してもらうよう依頼した。 R3.4 月以降給付決定者は受給者証の発行のみ行った。 R3 年度当初に個別サポート加算対象になった未就学児の児童については、書面と受給者証を保護者へ送付した。また事業所へ個別サポート加算の対象児一覧を送付した。放課後等デイサービスについては、指標該当児が個別サポート加算の対象児になり、受給者証を読み替えるように通知を事業所へ行った。これ以降の給付決定・個別サポート加算の算定は、相談支援事業所を通して給付決定の通知・受給者証を保護者へ渡していただいている。 サービス提供事業者は、障がい福祉課から利用者へ送付した受給者証で、給付決定の内容及び個

	別サポート加算の有無を確認している。 サービス提供事業者へは5月までは書面にて行った。 事業所には通知せずに、保護者から提示される受給者証で確認してもらっている。 事業所に令和3年3月末までに決定している児童のうち、児童発達支援については利用者全員、放課後等デイサービスは指標該当有の児童のみ加算対象になることを周知した 保護者から事業所へ通所受給者証を提示してもらっている。
特例市・特別区	"児童発達支援について、令和3年の4月～8月中に個別サポート加算Ⅰを決定した場合に限り、区担当者からサービス提供事業所宛に、対象児と適用開始日を電話にて伝え、保護者宛には、受給者証送付時に説明文を添付した。放課後等デイサービスについては、4月1日付での受給者証は出さずに、指標該当児全員についてサポート加算Ⅰ該当するものとして、サービス提供事業所に受給者証の読み替えを依頼した。区内事業所には連絡会で説明、通所児が在籍する全事業所宛に通知を出した。 受給者証と合わせて決定通知の送付により行っている。 書面と合わせて受給者証に貼る個別サポート加算Ⅰのシールを送付。 "身体：該当者については、受給者証と決定通知書の両方に「個別サポート加算（Ⅰ）」と記載し、発行している。 精神：（R3.3末まで）4月以降、対象者全員に「個別サポート加算（Ⅰ）該当」のシールを郵送にて発送し、受給者証の貼付を保護者に依頼した。" "発行済みの受給者証の修正や再発行は行わなかった。更新や紛失再交付等により受給者証に個別サポート加算Ⅰの印字がなされるまでの間は、以下のとおり対応した。 保護者：R3.4月に報酬改定があった旨を市HPで告知し、個別には連絡はしていない。 サービス提供事業所：就学時については指標該当有を個別サポート加算Ⅰ対象と読み替えるよう周知し、未就学児については、請求対象者の受給者番号一覧を報告してもらい、うちだれが個別サポート加算Ⅰの対象となるか返答している。" 放課後デイサービスについては、既存の受給者証の指標該当の有無を個別サポート加算に読み替えて対応したため、3月中に保護者やサービス提供事業所にその旨の周知を行った。また、児童発達支援・放課後デイサービス両方とも、事業所から電話で問い合わせがあった場合は、個別に回答した。
一般市	4月決定者は事業所に電。一部は書面を対象者を通知しています。 ④事業所へは受給者証の写しを交付 (5)に記載のとおり、令和3年3月末までに給付決定を受けている者で、放課後等デイサービスの給付決定者（保護者）への連絡は行わず、（個別サポート加算Ⅰ対象者2名が通所中の）サービス提供事業所にのみ電話連絡を行った。児童発達支援の給付決定者については、新しい受給者証を発行し、受給者証以外の別書面と共に保護者へ送付を行った。サービス提供事業所への通知はしていないが、問い合わせがあれば、加算対象者がどうかについては回答をしていた。 R3.3月末までの個別サポート加算有無の周知については、市→サービス提供事業所→保護者という流れでお知らせした。

	R 3.3 月末までは実施なし。 R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行っていない。 R3.3 末までは受給者証と書面にて行い、給付決定と R3.4 以降については支給決定通知書と受給者証の発行を行っている。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R 3 年 3 月末までに支給決定をした対象児には通所事業所へ書面で知らせ、保護者への説明は、通所事業所から保護者へ行ってもらうように依頼した。 サービス事業所には相談支援事業所より周知をしてもらうよう依頼している。 サービス事業所を通じて通知した。 システム改修の都合上、改修前は受給者証の備考欄に「児童発達支援指標該当」と記載し、支給決定を行った。改修後は支給決定通知にて保護者に知らせている。 ホームページ上で掲載し、問い合わせがあった際にはその都度説明。 メールにて行った メールにて行った。 給付決定した場合は書面での通知と受給者証と一緒に送付している。 給付決定と個別サポート加算Ⅰの決定については、自治体主管課職員から相談支援員へ決定通知書と受給者証の送付を行っている。その後相談支援員から保護者へ説明を行い、サービス提供事業所は受給者証により確認を行っている。ただし、R3.3 末までに給付決定を行った児童で個別サポート加算Ⅰの対象となった方については、4 月分の請求に関係してくるため至急サービス提供事業所へ電話連絡を行った。電話連絡後に加算対象者の一覧と受給者証をサービス提供事業所へ送付し、保護者へお渡ししていただいている。 決定通知書と受給者証の発行を行っている。 "個別サポート加算Ⅰについて R3.3 末まではサービス提供事業所から必要に応じて電話及びメールで確認してもらい、保護者にも知らせてもらった。R3.4 月以降は基本的には受給者証の発行で知らせているが、変更の可能性については事前に保護者に口頭で行い、変更となった時はサービス提供事業所に伝えていただく旨も伝えている。" 個別サポート加算Ⅰの記載があるかどうかに関わらず、受給者全員に受給者証の写しを発行した。保護者には受給者証の写しを事業所に見せるように依頼し、事業所には保護者に送付している受給者証の写しを確認するように知らせた。 "個別サポート加算Ⅰの対象児童の保護者宛てに個別サポート加算Ⅰの説明文書とともに通所受給者証の該当ページを送付した。 サービス提供事業所には令和 3 年 1 月末の利用実績を基に対象児童のリストを送付した。" 市から相談支援事業所へ支給決定の写しを送付。相談支援事業所からサービス事業所へ写しを渡している。 "指定された送付先に障害児通所給付費支給決定通知書と通所受給者証を合わせて発行、送付しています。 R3.4 以降に給付決定した場合、サービス提供事業所には市からは知らせません。利用者から事
--	--

	業所に受給者証を提示していただいています。" 指標該当児を加算対象とする旨、市内通所事業所及び相談支援事業所にメールで通知した。 支給決定通知書等の書面及び受給者証の発行によりお知らせしている。 事業所からの申出により調査を行った児童については、サービス提供事業所から保護者への説明を依頼した。 事業所から加算有無の問合せがあった際に、電話で対応している。 事業所に向け、保護者に決定内容を通知した旨を報告し、その通知書で加算の有無について確認してほしいと依頼した。 事業所へは受給者証を保護者に提示してもらうことで対応している。別途電話が必要な場合は個別で対応を行っている。 児童発達支援：R3.4月時点で個別サポート加算該当者の保護者と事業所にその旨の通知をR3.5月に送付した。 受給者証に記載の上、対象者については受給者証に記載がある旨文書にて通知した。 受給者証の発行に合わせて、支給決定通知書の発行も行っている。 受給者証や通知書への印字を行い、送付して対応している。 受給者証及び決定通知書にて通知している。 受給者証及び決定通知書により給付決定等の通知を行っている。R3.4に個別サポート加算の制度ができた際は、保護者に対し受給者証と決定通知書を送付するとともに、事業所に対しては別途該当者に関して書面にて知らせた。 受給者証有効期間内に新たに個別サポート加算（Ⅰ）の対象となる児童がいる事業所には、通知を行った。 新たに加算となった場合や、加算が外れた場合は事業所へ電話で説明し、保護者へのフォローを依頼している。 申し出があった場合、窓口や電話等で説明を行った。 相談支援事業所へは、担当児の受給証の写しを渡している。 相談支援事業所へ受給者証の写しを送付している。 "通知文ではなく手紙形式での文書を受給者証送付時に同封した。 特段の求めがある以外は、給付決定や個別サポート加算については保護者から事業所へ伝えることとした。" 保護者から利用事業所に受給者証を提示するようお願いしている。市から直接事業所に知らせるはない。 "保護者へは、受給者証と支給決定通知書を送付、相談支援事業所には受給者証コピーを送付している。 サービス提供事業所へは、保護者が受給者証の提示を行っている。" 保護者へ決定通知書と受給者証を送付する際に、事業所へ受給者証を提示していただくよう記載したお手紙を同封している。 保護者へ通知を出して、事業所にはメールで知らせた。 令和３年３月末決定分までの加算については、新たに加算がついた児童発達支援の対象者につい
--	---

	て、事業所から保護者に口頭にて連絡を行った。 "令和３年４月の制度開始時のみ、サービス提供事業所からの依頼により書面での回答を行った。それ以降については受給者証の発行を行うほか、(5)解答欄のとおりサービス提供事業者サービス提供事業者から電話問合せがあった際は随時対応している。" 令和３年４月時点での個別サポート加算対象者については、利用事業所及び保護者に対し、対象者である旨の連絡を行った。
町村	R3.3月末までに給付決定したもので個別サポート加算Ⅰの対象となった児童について、保護者には通知文書及び新しい受給者証の発行を、サービス提供事業所へは通知文書及び新しい受給者証の写しを送付した。 サービス事業所に対しては書面で知らせ、保護者に対しては特に行っていない。 サービス提供事業所へは、保護者から知らせていただいている。 加算創設時、該当する保護者には通知及び受給者証を発送、利用実績のある事業所には、利用者の受給者証を確認するよう通知依頼した。４月以降の支給決定時の保護者宛ての送付書には、個別サポート加算（Ⅰ）び創設についての説明を記載し、受給者証の確認をしていただき、加算対象の場合は、事業所に必ず提示するようお願いしている。 過去の給付決定は①および④での対応となっているため、加算についても同様か、加えて③で調整し対応すると思われる。 基本、保護者からサービス提供事業所へ受給者証の提示により確認いただいているが、R3.3 未まで給付決定となっていた者については、報酬への加算漏れを防ぐため R3.4 中にサービス提供事業所へ担当課から書面でお知らせした。 個別サポート加算の対象者が現段階でいないが、今後でてきた場合は、書面で行う事を検討する。更新時の時に「就学児サポート調査票」を窓口で確認しているためその際に個別サポート対象だと伝えている。 支給決定通知と受給者証の両方を保護者に送付しており、サポート加算該当者は通知と受給者証にそれぞれ記載。 支給決定通知と受給者証を発行して行っている。 事例がないが、発生した場合は対面で口頭で行う予定でいる。 児童発達支援において、支給決定通知書と受給者証を保護者に送付しているだけで、個別サポート加算Ⅰの算定が決まった旨について特段お知らせはしていない。ただ、算定が決まった時点で、町(自治体主管課職員)からサービス提供事業所(児童発達支援管理責任者)にはお知らせしている。 受給者証の写しを送付 受給者証の発行と合わせて、通知文を保護者へ送付している。サービス提供事業所へは、保護者が事業所へ受給者証を提示する際に、加算の内容を確認してもらっている。 書面及び受給者証 申請受付時に調査票の聞き取りを行う際に、加算該当の場合は受給者証に記載される旨を説明している。

	保護者がサービス提供事業所へ受給査証を提示 "保護者へは、書面と受給者証で通知。 サービス提供事業所へは、要望があれば書面などで通知。"
--	--

調査の通知（留意事項）

(7) 給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		①書面にて依頼した・依頼している	③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受け付けた・受け付けている	⑥その他（自由記述）
個別サポート加算I	給付決定	357	245	40	198	112
	R3.3末まで	298	248	40	181	121
	R3.4以降	349	273	55	201	121

(7) 給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		①書面にて依頼した・依頼している	③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受け付けた・受け付けている	⑥その他（自由記述）
北海道・東北	給付決定	36%	28%	3%	24%	9%
	関東	38%	24%	5%	25%	14%
	信越	33%	23%	5%	16%	16%
東海・北陸	給付決定	35%	25%	4%	20%	13%
	近畿	46%	34%	5%	12%	11%
	中国	43%	37%	9%	24%	9%
四国	給付決定	53%	16%	5%	19%	7%
	九州	33%	23%	4%	19%	17%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3末まで 31%	27%	2%	22%	10%
	関東	個別サポート加算I R3.3末まで 32%	25%	5%	24%	16%
	信越	個別サポート加算I R3.3末まで 35%	25%	5%	19%	12%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.3末まで 34%	25%	3%	17%	13%
	近畿	個別サポート加算I R3.3末まで 38%	39%	6%	9%	13%
	中国	個別サポート加算I R3.3末まで 28%	33%	6%	17%	11%
四国	個別サポート加算I	R3.3末まで 35%	18%	5%	21%	14%
	九州	個別サポート加算I R3.3末まで 26%	22%	7%	17%	15%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.4以降 35%	29%	3%	23%	10%
	関東	個別サポート加算I R3.4以降 39%	28%	8%	26%	15%
	信越	個別サポート加算I R3.4以降 35%	23%	5%	16%	14%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.4以降 36%	27%	4%	20%	13%
	近畿	個別サポート加算I R3.4以降 43%	43%	12%	13%	12%
	中国	個別サポート加算I R3.4以降 39%	39%	9%	24%	9%
四国	個別サポート加算I	R3.4以降 42%	18%	4%	19%	16%
	九州	個別サポート加算I R3.4以降 33%	25%	7%	21%	16%

(7) 給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		①書面にて依頼した・依頼している	③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受け付けた・受け付けている	⑥その他（自由記述）
政令指定都市	給付決定	67%	67%	20%	27%	0%
	中核市	給付決定 53%	47%	16%	13%	5%
	特例市・特別区	給付決定 39%	24%	5%	18%	26%
一般市	給付決定	37%	31%	5%	19%	12%
	町村	給付決定 36%	17%	2%	24%	12%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで 73%	67%	20%	27%	0%
	中核市	個別サポート加算I R3.3末まで 53%	58%	11%	11%	5%
	特例市・特別区	個別サポート加算I R3.3末まで 45%	26%	8%	21%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで 32%	32%	5%	18%	13%
	町村	個別サポート加算I R3.3末まで 27%	16%	2%	21%	13%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降 67%	53%	20%	27%	0%
	中核市	個別サポート加算I R3.4以降 53%	66%	21%	13%	3%
	特例市・特別区	個別サポート加算I R3.4以降 45%	29%	11%	24%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降 37%	34%	6%	20%	13%
	町村	個別サポート加算I R3.4以降 34%	19%	3%	23%	14%

④を選んだ場合、差し支えなければ独自の留意事項の内容をご記入ください。

中核市	個別サポート加算 I の申請方法と適用開始日について本市の取扱いについて通知した。 相談支援事業所との何度かの折衝を経た後に、独自の取扱いを作成し、各事業所へ周知を行った。 調査票に保護者の確認欄を追加したため、記載方法について周知した。
特例市・特別区	"厚生労働省からの通知を受け、今後の個別サポート加算 I の取り扱いに関して事業所あてに通知した。 (令和３年３月末までに児童発達支援を支給した児童については、支給決定に使用してきた調査票をもとに個別サポート加算 I の有無を判断し、加算該当の児童には受給者証の差し替えを行う。放課後等デイサービスについては受給者証の差し替えは行わず、指標該当の有無を加算の有無と読み替える対応をする。)

	厚労省からの留意事項等を基に、区職員から直接保護者や事業所に聞き取り調査を行っている。 厚労省が提示している留意事項を、内容は変わらないが調査実施上の留意点の一部を省いたり、各項目を具体例を中心にしたもの修正したりなど、情報を整理した草加市独自のものに変えた。
一般市	③について、自治体で加筆修正して留意事項を作成して通知を行った。 R3年３月末までに支給決定をした対象児についての個別サポート加算Ⅰの取り扱い（このアンケート調査のⅢの（１）の④の内容）について記載した案内文について、R3年４月に各サービス提供事業所へ通知した。R3年５月には、このアンケート調査のⅢの（４）の④の内容についての案内文を各放課後等デイサービス事業所へ通知した。 基本的に調査については自治体職員が行っている。 厚生労働省の留意事項に記載されていない細かな内容 更新時、窓口で厚生労働省からの留意事項を保護者と確認しながら調査を行っている。 更新時以外に、児童の状況に変化があった時など改めて調査を行う際は、通所事業所のみで判断せず、必ず保護者にも確認をとること。 市の保健師が保護者からの聞き取りを元に療育が必要かの意見書を書く場合があり、その際調査票の作成に辺り聞き取りのポイント等の周知を行っている。 事業所が判定をして個別サポートをつける場合、保護者へ十分な説明を行う事と調査日の翌月からの適応とする事。 事業所への依頼通知の他、保護者の回答する調査票に個別サポート加算に係る調査であることを明記。個別サポート加算詳細については、利用料金に係わる改定であるため、事業所が説明を行う重要事項の内容に含まれ、事業所に保護者への説明を依頼している。 児童発達支援を受給している児童は R3.4 月以降全員加算の対象とするが、更新時に随時確認していくため、加算対象外となる児童もいるということを予め HP に掲載、各事業所にも FAX 等で通知を個別に行った。 自治体で調査票を作成し、自治体で調査を実施 従来の給付決定更新時期（４月以降）に行く、行った。 調査票に特記事項欄を追加し、児童の具体的な行動等を記載していただいている。 調査票を見やすく一部修正したため、記入例を作成し、市内相談支援事業所及び通所事業所へメールで通知した。 令和３年３月末までの個別サポート加算Ⅰの判定については、前回の給付決定時の資料を元に算定する旨を伝え、令和３年４月以降の判定については、厚生労働省より提示された調査票へ記入し提出するよう依頼した。
町村	R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。 圏域内の支給量基準について説明を行う。 個別サポート加算がどのようなものかの説明文書 利用者負担額が生じること、調査方法について、加算対象児への受給者証への記載について。 "令和３年度報酬改定により、基準の一部が改正となったこと。

	「個別サポート加算Ⅰ」の説明。 当該加算が記載された受給者証をサービス事業所へ提示すること。"
--	---

その他の記載

中核市	個別サポート加算（Ⅰ）の調査とは別に給付決定時に記入する調査票があるため、その聞き取りの際に保護者に口頭で説明しながら記入している。 自治体職員が電話にて依頼、聞き取り、記入を行っている。
特例市・特別区	回答を選択する際の参考として、厚生労働省からの留意事項に記載の「解釈」や「具体例」を一部抜粋して各項目の右欄に記載している。 給付決定について自治体主管課職員で行っているため、依頼や通知は行っていない 事業所に依頼をする場合を含め、自治体主管職員が口頭で確認を行い、調査票を記入している。 "身体：R3.3 末までについては、これまでの給付決定時調査や指標の調査等により個別サポート加算の決定を行い、該当者については各家庭へお知らせの書面を送付した。 R3.4 以降については、電話や対面にて保護者へ直接調査票について説明をし、項目の聞き取りを行った。 精神：書面のみならず、それを基に面談（聴き取り）を行った。ただし、R3.3 末までの個別サポート加算（Ⅰ）のための調査・確認作業については実施していない。" 先述のとおり、障害児通所給付決定に係る調査項目（5 領域 11 項目）と放デイ指標判定調査を用いて確認している。 調査・確認作業を行う職員間で留意事項の確認を行った。 直接市職員が調査・確認を行っているため、他機関への依頼や周知等は行っていない。
一般市	R3.3 月末までの個別サポート加算Ⅰについては、直近の調査票をもとに加算に該当するかどうかの確認を行った。 R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし。 "R3.3 末までの個別サポート加算Ⅰは以前の決定時の調査票を確認したのみなので、調査を依頼はしていない。 R3.4 以降は更新の案内文書に福祉課で聞き取り調査を行う事を明記して、窓口で聞き取りをするか、電話で聞き取りをするかどうか必ず職員が調査を実施している。厚生労働省からの留意事項を使い聞き取りのしかたの勉強会をして職員間で確認した。" R3.3 末までは、過去に行った指標該当調査等の資料を基に確認した。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3 年 3 月までの決定において、個別サポート加算Ⅰのため調査・確認作業で通知などを実施していない。 コロナ禍のため、以前から書面による調査を行っており、書式の聞き取り項目に修正はあれど大きな変更はないため サポート調査票様式を元に支給決定対等職員がサービス提供事業者児発管及び相談支援事業者

	(令和３年４月以降の支給決定は保護者)に聞き取りを行い、聞き取った内容により調査票を作成した。 過去に行った障害児の調査項目(５領域１１項目)を基に調査を行った。 基本的に調査については自治体職員が行っている。 給付決定、及び個別サポート加算Ⅰの調査は担当課職員自ら行っている。 給付決定及び、個別サポート加算Ⅰのための調査・確認作業は全て、自治体職員が行っている。 調査者に対して特に実施したことはなし。 給付決定時調査の一部は相談支援事業所が行っており、通知文形式ではない文書にて変更点などを伝えた。上記以外の調査は、基幹相談支援センター職員を兼ねた自治体主管課職員が行っている。 厚生労働省からの留意事項等の調査に関する説明会を実施した。 口頭で加算創設されたことを伝えている。 口頭で説明を行った・行っている 更新時、窓口で厚生労働省からの留意事項を保護者と確認しながら調査を行っている。 暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算Ⅰを決定した。 市職員が厚生労働省から通知された留意事項に基づき、給付決定及び個別サポート加算Ⅰのための調査を実施している。 市職員及び児童発達支援センター職員が聞き取り・記入しているため。設問については該当なし。 市町村と圏域内のサービス提供事業所で話し合いを設け、調査・確認作業についての確認を行った。調査票は事業所職員が記入したうえで保護者にその内容を説明し、保護者から調査票に署名をもらうことで内容に同意を得たものとして決定処理を行っている。 市内相談支援事業所へ調査票の記入についての説明を行った。 支給決定に係る調査内容から、個別サポート加算の調査に該当する項目で確認している。 自治体で調査・確認しているのだ、選択肢から選ぶ項目はありません。 自治体で調査票を作成し、自治体で調査を実施 自治体主幹課職員であるため、職員間で厚生労働省からの留意事項の周知を行った。 自治体主管課職員が実施している。 自治体職員が厚生労働省からの留意事項の通知を確認して行っている。 自治体職員が障害児保護者、事業所等への聞き取りを全面的に実施している。 自治体職員が調査を行うため、調査を行う職員に、厚生労働省の留意事項の通知を配布した。 自治体職員で実施のため通知等はしていない。 質問の意図が不明のため回答不可と判断 受給者証更新時に、保護者へ口頭で説明、ききとりをした。 従来の給付決定更新時期(４月以降)に行く、行った。 職員が留意事項に沿って実施。 新規、更新の申請時に保護者に年１回以上の聞き取り調査を行っており、その際の聞き取り内容から調査票を作成した。 "新規申請の場合は職員が窓口にて説明し、必要に応じて聴き取りをしながら調査票に記入いた
--	---

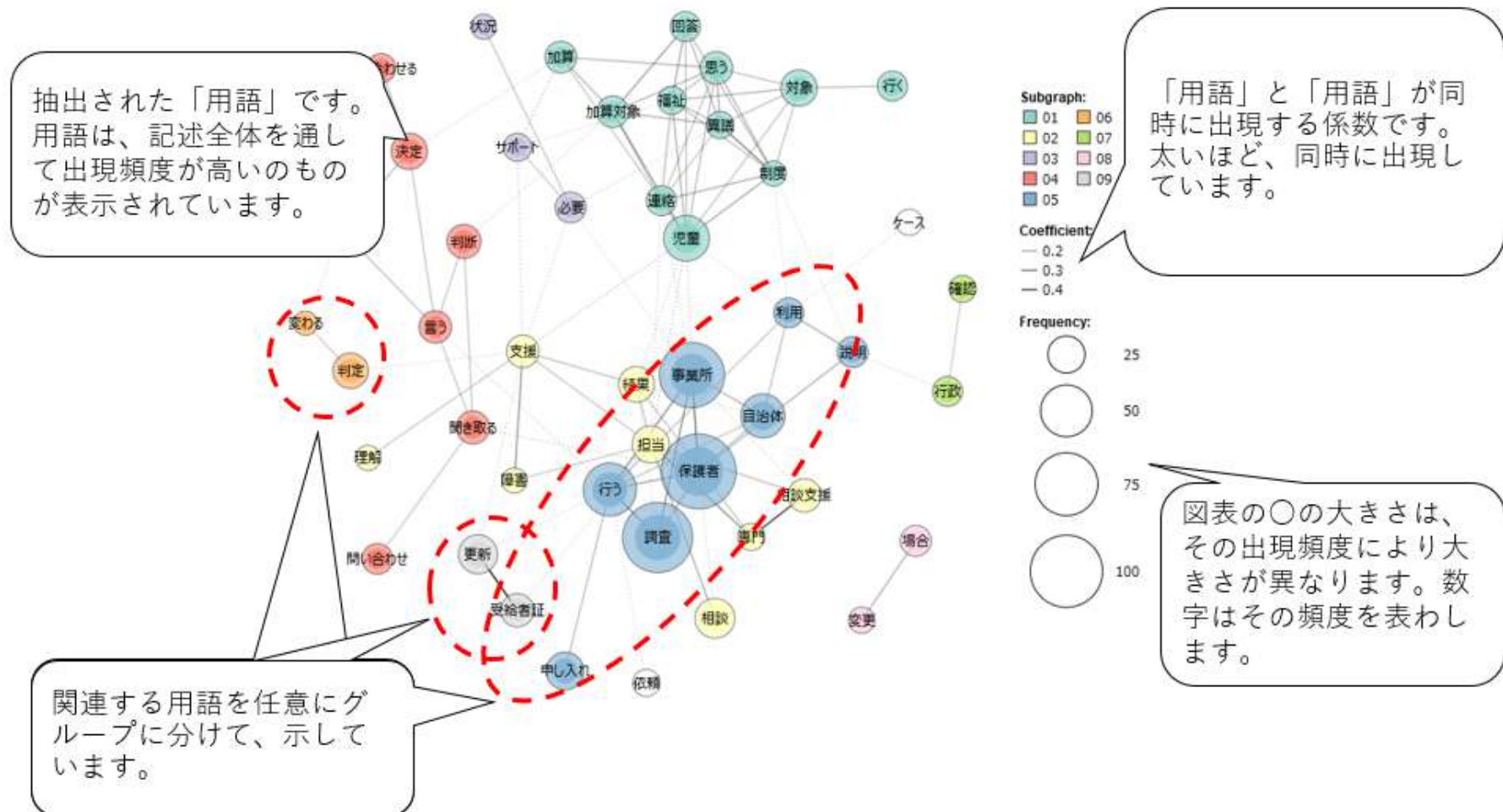
	だいている。 更新手続きの場合は、事前に調査票を送付し保護者に記入いただいているが、必要に応じて窓口で説明や聞き取りを行っている。" 新規申請時、更新時は直接保護者と面談して対象児の様子を聞き取っている。 申請時に窓口にて児童の状況を聞き取る。 設問がうまく読み込めませんでした。当該調査・確認作業は自治体の職員が行っておりますので、関係機関の通知等は共有しております。 相談支援事業所が障害児支援利用計画作成時に保護者から聞き取りをして作成したチェックシートをもとに個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行っています。 相談支援事業所に対して、口頭にて依頼した。 窓口での聞き取りの際に用いる調査票を加算に併せて改訂した。 窓口にて口頭で個別サポート加算Ⅰのための調査やそれにかかる説明を行っている 調査・確認作業は自治体職員のみであり、厚生労働省からの留意事項等について周知し、内容について理解を深めた。 調査・確認作業は全て職員が行っているため依頼や通知、相談受付等は実施していない。 調査する者が自治体職員であるため、担当する職員に対しては書面及び口頭で説明を行った。 "調査の概要や主旨について主管課職員から保護者へ口頭で説明し、聞き取りを行っている。 調査票自体は所管課職員が記入している。" 調査を行うことについての案内は行っていないが、令和３年４月の制度開始時点で当該加算の決定について印字した受給者証を作成した際は、送付状に当該加算が新設され利用者負担額に影響が出る可能性がある旨記載し案内した。 調査票の確認は厚生労働省からの通知を参考に全て自治体主管課職員が行っている。 調査票の作成は、全て自治体主管課職員が行っている。 調査票は保護者に記入してもらわず、訪問での聞き取りを行うほか、電話や、申請書提出時、窓口で説明して聞き取りを行っている。 直近の面談記録をもとに、調査票を記入（令和３年３月末まで）。４月以降は面談にあわせて調査を実施している。 当市においては、給付決定及び個別サポート加算Ⅰのための調査・確認作業は、自治体主管課職員が行っているため、サポート提供事業所等に依頼はしていない。自治体主管課職員については、厚生労働省からの留意事項の通知を確認したうえで、調査・確認作業に取り組んでいる。 本市においては、調査票の作成は自治体職員のみが行っているため、各職員において個別サポート加算の取扱いについて厚生労働省からの通知を読み調査・確認にあたった。 令和３年３月末までは、直近の調査票から個別サポート加算に該当するかを判断している。
町村	"R3.3 末まで）対象者を抽出し、保健師が該当者を判断。 R3.4 以降）保健師より、調査票を提出してもらっている。" 過去の聞き取り資料やサービス提供事業所への聴取から調査票の作成を行った。 記入を自治体職員が行っているため、特に保護者、事業所に通知はしていない。

	個別サポート加算に関する周知チラシを作成し、調査票の記入を依頼する事業所に対し、保護者への説明等に活用してもらうよう依頼した。 口頭での説明 口頭にておこなった。 口頭にて調査の説明をし、聞き取りを行っている。 支給決定の際の調査の他に、事業者からの情報収集や障害等の診断書がある場合は、その内容を加味して実施した。 事業所からの求めに応じて、確認作業を行ったため実施したものはない。 自治体主管課職員が自身で記入 自治体主管課職員のため特になし 自治体職員が実施 自治体職員が調査・確認作業を行うため、口頭やメールで各担当を決めている。 主管課職員が調査・確認作業を行っている。 障害児通所給付費の相談体制は整っていないが、支給決定業務担当者が、聞き取り調査を行っている。 設問の意味がよく分からないが、調査に関する通知はしていない。更新や新規申請時にサポート加算のための調査であることを説明、了承得てから聞き取りをしている。 全ての児童について町職員が調査を行っており、厚生労働省からの通知に留意しながら調査を実施している。 窓口で保護者が申請書記入に来所した際、聞き取りを行い、各項目の特記事項を記入している。 窓口で保護者が来庁した場合は、その場で聴き取りし、その他一斉更新の際は事業所へ一括して記入をお願いしている。 対象者が少ないので、電話にて相談支援事業所に依頼している。 対面にて、通知に関する書類を提供すると同時に、今後は変更内容に基づいた調査を行うよう依頼した。 担当者が直接聞き取り調査を行っている。 調査に関する厚生労働省からの通知の周知 調査実施に当たり、保護者に対し電話もしくは来所時に調査実施の依頼をしている。 調査票の記入は自治体主管課職員のみが行っており、その際には厚生労働省からの留意事項を踏まえて作業している。 電話での聞き取りもしくは窓口での聞き取り 電話連絡 認定調査で保護者等との面談を実施。 認定調査票を用いて「個別サポート加算」を決定している為、書面や通知を別途行っていない。 保護者から直接口頭で聞き取りを行っている。場合によっては、事業所からも聞き取りを行う。 保護者については電話にて日程を調整し面談において調査・確認、事業所については電話にて調査・確認を行った。 面接して聞き取り調査をするため、通知等はしていない
--	--

	面談の際口頭で伝えている
--	--------------

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。



読み込みの一例

事業所調査Ⅳ - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。

